

議 会 概 要

令和5年度版

目 次

I	市 勢	1
II	議会構成	4
III	議会運営	12
IV	議会開催状況	21
V	議会費及び報酬等	26
VI	議会事務局	31
VII	視察・調査状況	34
VIII	議会の改革・活性化	36



長野市議会事務局

都 市 宣 言 等

明るい選挙都市宣言	(S43. 3. 26)
スポーツ都市宣言	(S50. 6. 15)
部落解放都市宣言	(S51. 4. 10)
福祉都市宣言	(S52. 10. 9)
青少年健全育成都市宣言	(S52. 10. 9)
平和都市宣言	(S60. 9. 27・S63. 9. 12一部改正)
交通安全都市宣言	(H5. 3. 23)

長野市民憲章 (S62. 12. 21制定)

長野市市の木・市の花 (S62. 4. 1制定)

シナノキ リンゴの花



I 市 勢

長野市は、北アルプスに源を発する犀川の扇状地と千曲川の沖積地によって形成された肥沃な長野盆地に位置し、平安の昔から「三国一の霊場」善光寺の門前町として日本全国に親しまれてきた。

長野の地は、推古天皇10年―西暦602年(「善光寺縁起」)、善光寺如来が信州に下向してから駅伝路線が通じ、奈良・平安・鎌倉・室町と時代を経て大集落を形成し、善光寺の門前町としてその体裁を整え、戦国時代には上杉・武田両氏がその所領を争う地となった。

武田氏の滅亡後、森領、上杉領、豊臣領と続き、慶長6年長野村、箱清水村は寺領として所与され善光寺領となり、他は松平、徳川、真田等の地領として変転し明治3年12月版籍奉還となった。この間、善光寺の門前町は、同時に北国街道の宿場町や市場町としても栄え、町の基礎が築かれた。

明治4年廃藩置県により、長野県の管轄となり、県庁が置かれた。明治9年8月筑摩県が廃され中南信地域が長野県に合併されることになり長野町は長野県の県都として発足することになり、地方行政の中心的役割を果たし、地方の政治都市の色彩を濃くした。

明治22年4月町村制施行により4町1か村が合併して新たに長野町となり、明治30年市制施行により、県内で初めての市として長野市が誕生し、中央の出先機関や経済・文化面にわたる中心的機関が集中され、また、信越本線・篠ノ井線が開通するなど、政治、経済、文化及び交通の要衝として急速に発展した。

その後、大正12年7月隣接の1町3か村を編入合併した。さらに昭和29年4月隣接の10か村を編入合併し、市域は拡大され、道路整備、信越・篠ノ井両線の輸送強化による産業の発展と相まって近代的な大都市としての基礎が築かれた。

昭和41年10月、長野市、篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の2市3町3か村の大合併により、面積404平方キロメートル、人口27万の都市となった。

こうした都市の拡大・発展の中で平成8年9月に人口は36万を超え、平成9年4月1日には明治30年の市制施行以来100周年を迎えた。100周年記念事業として第18回オリンピック冬季競技大会(平成10年2月)、第7回パラリンピック冬季競技大会(平成10年3月)が開催された。オリンピック等の開催により、長く市民の願いであった新幹線・高速道も実現し、市内の都市基盤整備も急速に進んだ。また、平成11年4月1日、政令指定都市に準じた権限を持つ中核市に移行したことにより、これまで以上に、市民に身近な行政をスピーディに処理できることになった。

平成17年1月に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を、平成22年1月には信州新町、中条村を編入合併し、新しい長野市がスタートした。明治30年市制施行当時の面積9平方キロメートル、人口3万足らずの小都市にすぎなかった長野市も、面積835平方キロメートル、人口39万弱の都市となった。

現在は、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする「第五次長野市総合計画」をまちづくりの指針として定め、長野市の将来像「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」の実現を目指し、真の豊かさや幸せを実感し、“生き生き”と生活できる持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

1 市制施行 明治30年(1897年)4月1日

2 人口・世帯数	令和5年4月1日現在	令和2年国勢調査
	366,591人(163,928世帯)	372,760人(156,975世帯)
	男 177,872人	男 181,284人
	女 188,719人	女 191,476人
	年少人口(0～14歳)	11.7%
	生産年齢人口(15～64歳)	57.7%
	老年人口(65歳以上)	30.6%

3 面積・地勢 総面積 834.81平方キロメートル
広ぼう 東西36.5キロメートル 南北41.7キロメートル
海 抜 362.49メートル(市役所)

4 市域の変遷

年 月 日	編入・合併又は分割した地域名	区域面積 km ²	市域面積 km ²
明治30. 4. 1	市 制 施 行	—	9.05
大正12. 7. 1	上水内郡芹田村、古牧村、三輪村、吉田町 1町3か村編入	22.01	31.06
昭和29. 4. 1	上水内郡古里村、柳原村、浅川村、大豆島村、朝陽村、 若槻村、長沼村、安茂里村、小田切村、芋井村 10か村編入	127.88	158.94
昭和41.10.16	長野市、篠ノ井市、埴科郡松代町、上高井郡若穂町、更 級郡川中島町、更北村、信更村、上水内郡七二会村 2市3町3か村新設合併	245.16	404.10
昭和45. 8. 1	七二会地区の一部を上水内郡中条村へ分割	0.02	404.08
平成2. 9. 1	測量法第27条第1項の規定に基づく基本測量関係事項公 告による	—	404.35
平成17. 1. 1	更級郡大岡村、上水内郡豊野町、戸隠村、鬼無里村 1町3か村編入	334.16	738.51
平成21. 1. 1	面積の改訂	—	730.83
平成22. 1. 1	上水内郡信州新町、中条村 1町1か村編入	104.02	834.85
平成26.10. 1	面積の改訂		834.81

5 産業（大分類）別就業人口

（令和2年国勢調査 ※表2より抜粋）

区 分		就 業 者 数（単位：人・%）	
第1次 産 業	農 業	10,534 (5.5)	10,856 (5.7)
	林 業	318 (0.1)	
	漁 業	4 (0.0)	
第2次 産 業	鉱業、採石業、砂利採取業	33 (0.0)	42,354 (22.0)
	建 設 業	15,727 (8.2)	
	製 造 業	26,594 (13.8)	
第3次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,219 (0.6)	138,901 (72.3)
	情 報 通 信 業	6,333 (3.3)	
	運 輸 業、郵 便 業	9,120 (4.7)	
	卸 売 業、小 売 業	31,112 (16.2)	
	金 融 業、保 険 業	6,196 (3.2)	
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	3,504 (1.8)	
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	6,399 (3.3)	
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	10,531 (5.5)	
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	6,585 (3.4)	
	教 育、学 習 支 援 業	9,452 (4.9)	
	医 療、福 祉	26,382 (13.7)	
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	2,244 (1.2)	
	サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの）	12,017 (6.3)	
公 務（他に分類されるものを除く）	7,807 (4.1)		

6 令和5年度当初予算

(1) 各会計予算

(単位：千円)

各 会 計 予 算 総 額	277,910,000
---------------	-------------

一 般 会 計	161,100,000
---------	-------------

国民健康保険特別会計	33,989,800	産業団地事業会計	66,900
駐車場事業特別会計	529,300	水道事業会計	12,935,700
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	44,500	下水道事業会計	24,972,800
介護保険特別会計	36,178,000	戸隠観光施設事業会計	241,500
授産施設特別会計	68,100	企業会計(4会計)	38,216,900
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	70,200		
後期高齢者医療特別会計	5,796,500		
病院事業債管理特別会計	1,916,700		
公共料金等集合支払特別会計(※)	2,184,000		
特 別 会 計 (8 会 計)	78,593,100		

※公共料金等集合支払特別会計は、他会計と重複するため、金額については合計に含まない。

(2) 一般会計予算款別一覧

(単位：千円・%)

歳 款	入		歳 款	出	
	予算額	構成比		予算額	構成比
1 市 税	58,490,000	36.9	1 議 会 費	717,403	0.4
2 地 方 譲 与 税	1,412,000	0.9	2 総 務 費	15,305,721	9.5
3 利 子 割 交 付 金	19,000	0.0	3 民 生 費	60,126,738	37.3
4 配 当 割 交 付 金	204,000	0.1	4 衛 生 環 境 費	13,254,063	8.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	156,000	0.1	5 労 働 費	576,381	0.4
6 地 方 消 費 税 交 付 金	9,711,000	6.0	6 農 林 業 費	2,335,551	1.5
7 ゴルフ場利用税交付金	50,000	0.0	7 商 工 観 光 費	10,597,694	6.6
8 自動車税環境性能割交付金	92,000	0.1	8 土 木 費	17,758,518	11.0
9 地方特例交付金・ 法 人 事 業 税 交 付 金	1,522,000	0.9	9 消 防 費	5,284,343	3.3
10 地 方 交 付 税	21,605,000	13.4	10 教 育 費	17,242,291	10.7
11 交通安全対策特別交付金	68,000	0.0	11 災 害 復 旧 費	669,666	0.4
12 分 担 金 及 び 負 担 金	794,856	0.5	12 公 債 費	17,031,631	10.6
13 使 用 料 及 び 手 数 料	2,612,389	1.6	13 予 備 費	200,000	0.1
14 国 庫 支 出 金	24,069,179	14.9			
15 県 支 出 金	10,589,182	6.6			
16 財 産 収 入	880,509	0.6			
17 寄 附 金	1,601,500	1.0			
18 繰 入 金	3,353,182	2.1			
19 繰 越 金	100,000	0.1			
20 諸 収 入	9,314,803	5.8			
21 市 債	13,455,400	8.4			
合 計	161,100,000	100.0	合 計	161,100,000	100.0

(注) 構成比については、各項目において端数処理しているため、合計と一致しない場合がある。

地方特例交付金・法人事業税交付金には、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含めている。

7 主な財政指標 (令和3年度決算)

財政力指数	0.72	経常収支比率	86.4%
公債費比率	7.2%	経常一般財源等比率	97.3%
実質公債費比率	4.4%	実質収支比率	4.4%
将来負担比率	33.2%		

II 議会構成

1 概況

昭和41年10月16日、長野市、篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の2市3町3か村が合併し、新長野市が発足した。新長野市の議会は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第4条第1項の規定を適用し、翌年9月30日までの間旧市町村議会の議員（長野市39人、篠ノ井市28人、松代町20人、若穂町26人、川中島町22人、更北村26人、七二会村16人、信更村18人）が在任し、195人の議員で構成された。新市発足後最初の昭和42年9月の一般選挙は、旧市町村の区域を選挙区とする8選挙区制で実施され、法定数44人の議員が同年10月1日から就任した。昭和46年9月の一般選挙からは、全市で一つの選挙区によって行われた。

昭和50年10月の国勢調査により人口が30万を超え法定数48人となったが、長野市議会の議員の定数を減少する条例の制定及び改正により、2度にわたり定数を減少した。また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正を受け、平成14年12月市議会定例会において、議員定数を42人とする長野市議会の議員の定数を定める条例を制定した。

平成17年1月1日、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を編入した。議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、同年1月30日、旧町村の区域を選挙区とする4選挙区で増員選挙が行われた。

平成17年9月市議会定例会で設置した議員定数等調査研究特別委員会の報告に基づき、平成18年9月市議会定例会において、長野市議会の議員の定数を定める条例を改正した。この改正により、新たな定数は、42人から3人減の39人となり、平成19年9月23日に執行された一般選挙から適用された。

平成22年1月1日、信州新町、中条村を編入した。議員の定数及び任期については、新合併特例法第8条第2項及び第3項の規定を適用し、平成23年9月30日までの任期に限り旧町村ごとに1人ずつ議員を増員することとなった。同年1月31日、旧町村の区域を選挙区とする2選挙区で増員選挙が行われた。

平成23年9月18日以降に執行された一般選挙は定数39人で行われた。

令和3年8月から議員定数の検証・検討を行ってきた議会活性化検討委員会2019は、令和4年12月に定数3減と現状維持の意見を併記し報告とした。その後、令和5年3月市議会定例会において、長野市議会の議員の定数を定める条例を改正し、新たな定数は、39人から3人減の36人となり、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用される。

2 議員数（R5.4.1現在）

条例定数：39人 現員数：35人

※平成23年8月1日 議員定数の上限数の制限の廃止（平成23年法律第35号）

3 定数条例の制定・改正

昭和53年9月30日公布、昭和54年9月23日の一般選挙から施行（定数減少条例改正）

平成10年9月30日公布、平成11年9月19日の一般選挙から施行（定数減少条例改正）

平成14年12月27日公布、平成15年9月21日の一般選挙から施行（定数条例制定）

平成18年9月28日公布、平成19年9月23日の一般選挙から施行（定数条例改正）

令和5年3月1日公布、公布の日から施行（定数条例改正）

4 現議員の任期

令和元年10月1日から令和5年9月30日まで。

5 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
順位	氏 名	就任年月日	退任年月日	順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
初代	前 島 元 助	M30. 6. 14	M34. 1. 17	初代	水品 平右衛門	M30. 6. 14	M33. 5. 28
2	水品 平右衛門	〃 34. 1. 17	〃 35. 1. 16	2	原 山 太 吉	〃 33. 6. 13	〃 39. 1. 18
3	前 島 元 助	〃 35. 1. 17	〃 37. 3. 8	3	小 坂 定次郎	〃 39. 1. 19	〃 40. 1. 30
4	水品 平右衛門	〃 37. 3. 26	〃 39. 1. 19	4	太田 権右衛門	〃 40. 1. 31	〃 41. 1. 26
5	原 山 太 吉	〃 39. 1. 19	〃 40. 1. 30	5	小 坂 定次郎	〃 41. 1. 27	〃 42. 5. 29
6	西 沢 治 作	〃 40. 1. 31	〃 45. 5. 31	6	中 野 精一郎	〃 43. 1. 12	〃 45. 5. 31
7	諏訪部庄左衛門	〃 45. 6. 12	T 6. 4. …	7	池 田 元 吉	〃 45. 6. 12	T 9. 5. 31
8	笠 原 忠 造	T 6. 4. …	〃 9. 5. …	8	夏 目 平 助	T 9. 6. …	〃 13. 5. 31
9	松橋 久左衛門	〃 9. 6. …	〃 13. 5. …	9	長田 茂左衛門	〃 13. 6. …	S 3. 5. 31
10	塚 田 嘉太郎	〃 13. 6. …	〃 15. 1. …	10	大 塚 貞 磨	S 3. 6. 21	〃 7. 5. 31

議 長				副 議 長			
順位	氏 名	就任年月日	退任年月日	順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
11	鈴木 雄次郎	〃 15. 1. …	S 3. 3. 31	11	早川 宗治郎	〃 7. 6. 16	〃 8. 7. 7
12	荒井 郡司	S 3. 4. 9	〃 3. 5. 31	12	新井 昇	〃 8. 8. 15	〃 11. 5. 31
13	船坂 恒久	〃 3. 6. 15	〃 7. 5. 31	13	大塚 貞磨	〃 11. 6. 18	〃 15. 5. 31
14	諏訪部 元助	S 7. 6. 16	S 8. 7. 19	14	宮本 操	S 15. 6. 1	S 22. 4. 30
15	徳倉 幾治郎	〃 8. 8. 15	〃 11. 5. 31	15	米倉 三朗	〃 22. 5. 11	〃 30. 4. 30
16	笠原 十兵衛	〃 11. 6. 18	〃 32. 5. 11	16	小山 貞雄	〃 30. 5. 10	〃 32. 5. 11
17	米倉 三朗	〃 32. 5. 11	〃 34. 4. 30	17	千野 鶴吉	〃 32. 5. 11	〃 33. 4. 25
18	小山 貞雄	〃 34. 5. 9	〃 36. 5. 8	18	小山 貞雄	〃 33. 4. 25	〃 34. 4. 30
19	米倉 三朗	〃 36. 5. 8	〃 37. 5. 9	19	森山 四郎	〃 34. 5. 9	〃 37. 5. 9
20	千野 鶴吉	〃 37. 5. 9	〃 38. 4. 30	20	清水 忠雄	〃 37. 5. 9	〃 38. 4. 30
21	高見沢 正義	〃 38. 5. 11	〃 40. 5. 21	21	市川 勘一	〃 38. 5. 11	〃 40. 5. 21
22	小山 貞雄	〃 40. 5. 21	〃 41. 5. 24	22	北村 正市	〃 40. 5. 21	〃 41. 5. 25
23	北沢 真佐志	〃 41. 5. 25	〃 41. 10. 15	23	川股 相吉	〃 41. 5. 25	〃 41. 10. 15
24	小山 貞雄	〃 41. 12. 1	〃 42. 9. 30	24	塚田 之安	〃 41. 12. 1	〃 42. 9. 30
25	市川 勘一	〃 42. 10. 12	〃 46. 9. 30	25	笠原 隆一	〃 42. 10. 12	〃 46. 9. 30
26	笠原 隆一	〃 46. 10. 9	〃 48. 9. 28	26	横田 友治郎	〃 46. 10. 9	〃 48. 9. 28
27	北村 正市	〃 48. 9. 28	〃 50. 9. 30	27	中島 邦雄	〃 48. 9. 28	〃 50. 9. 30
28	北沢 真佐志	〃 50. 10. 9	〃 52. 9. 30	28	小山 章夫	〃 50. 10. 9	〃 52. 9. 30
29	中島 邦雄	〃 52. 9. 30	〃 54. 9. 30	29	柳沢 善一郎	〃 52. 9. 30	〃 54. 9. 30
30	横田 友治郎	〃 54. 10. 8	〃 56. 9. 21	30	戸谷 春実	〃 54. 10. 8	〃 56. 9. 21
31	柳沢 善一郎	〃 56. 9. 21	〃 58. 9. 30	31	山岸 勉	〃 56. 9. 21	〃 58. 9. 30
32	小山 章夫	〃 58. 10. 7	〃 60. 9. 27	32	今井 良雄	〃 58. 10. 7	〃 60. 9. 27
33	戸谷 春実	〃 60. 9. 27	〃 62. 9. 30	33	中沢 正美	〃 60. 9. 27	〃 62. 9. 30
34	今井 良雄	〃 62. 10. 7	H元. 9. 14	34	高川 秀雄	〃 62. 10. 7	H元. 9. 14
35	山岸 勉	H元. 9. 14	〃 3. 9. 30	35	村田 武	H元. 9. 14	〃 3. 9. 30
36	高川 秀雄	〃 3. 10. 7	〃 5. 9. 24	36	青木 誠	〃 3. 10. 7	〃 4. 9. 24
37	村田 武	〃 5. 9. 24	〃 7. 9. 30	37	金井 六郎	〃 4. 9. 24	〃 5. 9. 24
38	青木 誠	〃 7. 10. 9	〃 9. 9. 25	38	小池 例	〃 5. 9. 24	〃 6. 9. 22
39	藤沢 敏明	〃 9. 9. 25	〃 11. 9. 30	39	藤沢 敏明	〃 6. 9. 22	〃 7. 9. 30
40	伊藤 治通	〃 11. 10. 7	〃 13. 9. 18	40	山本 和男	〃 7. 10. 9	〃 8. 11. 14
41	小山 岑晴	〃 13. 9. 18	〃 15. 9. 30	41	松木 茂盛	〃 8. 11. 19	〃 9. 9. 25
42	町田 伍一郎	〃 15. 10. 10	〃 17. 9. 22	42	伊藤 治通	〃 9. 9. 25	〃 10. 9. 24
43	轟 正満	〃 17. 9. 22	〃 19. 9. 30	43	若林 佐一郎	〃 10. 9. 24	〃 11. 9. 30
44	岡田 荘史	〃 19. 10. 9	〃 21. 9. 24	44	町田 伍一郎	〃 11. 10. 7	〃 12. 9. 20
45	三井 経光	〃 21. 9. 24	〃 23. 9. 30	45	轟 正満	〃 12. 9. 20	〃 13. 9. 18
46	祢津 栄喜	〃 23. 10. 11	〃 25. 9. 25	46	平宮 忠義	〃 13. 9. 18	〃 14. 9. 19
47	高野 正晴	〃 25. 9. 25	〃 27. 9. 30	47	宮崎 一	〃 14. 9. 19	〃 15. 9. 30
48	小林 義直	〃 27. 10. 7	〃 29. 9. 26	48	三井 経光	〃 15. 10. 10	〃 16. 9. 22
49	小林 治晴	〃 29. 9. 26	R元. 9. 30	49	滝沢 勇助	〃 16. 9. 22	〃 17. 9. 22
50	小泉 栄正	R元. 10. 8	〃 3. 9. 29	50	田中 健	〃 17. 9. 22	〃 18. 9. 21
51	寺沢 さゆり	〃 3. 9. 29	在任中	51	岡田 荘史	〃 18. 9. 21	〃 19. 9. 30
				52	祢津 栄喜	〃 19. 10. 9	〃 20. 9. 22
				53	小林 紀美子	〃 20. 9. 22	〃 21. 9. 24
				54	小林 義直	〃 21. 9. 24	〃 22. 9. 21
				55	寺澤 和男	〃 22. 9. 21	〃 23. 9. 30
				56	高野 正晴	〃 23. 10. 11	〃 24. 9. 25
				57	小林 治晴	〃 24. 9. 25	〃 25. 9. 25
				58	近藤 満里	〃 25. 9. 25	〃 26. 9. 24
				59	中野 清史	〃 26. 9. 24	〃 27. 9. 30
				60	小泉 栄正	〃 27. 10. 7	〃 28. 9. 20
				61	野本 靖	〃 28. 9. 20	〃 29. 9. 26
				62	小林 秀子	〃 29. 9. 26	〃 30. 9. 26
				63	寺沢 さゆり	〃 30. 9. 26	R元. 9. 30
				64	宮崎 治夫	R元. 10. 8	〃 2. 9. 30
				65	西沢 利一	〃 2. 9. 30	〃 3. 9. 29
				66	若林 祥	〃 3. 9. 29	〃 4. 9. 28
				67	手塚 秀樹	〃 4. 9. 28	在任中

6 議員名簿 (R 5. 4. 21 現在)

議長 寺 沢 さゆり
副議長 手 塚 秀 樹

議席 番号	氏 名	所属 常任 委員会等	所属 特別 委員会	郵便番号	住 所	連 絡 先	生年月日	当選 回数	所 属 会 派
1	小林 史子	総 務	観光戦略	381-0034	高田 348 竹下ビル	234-3455	S42. 9. 5	1	無所属
2	小泉 一真	福祉環境	災害対策	381-0037	西和田二丁目 19番33号	090-9353 -5132	S41. 4. 17	3	無所属
5	西脇かおる	経済文教	災害対策○	381-0015	大字石渡 120番地14	244-2646	S49. 5. 29	1	新友会
6	箱山 正一	建設企業○	水道広域化○	380-0801	箱清水三丁目 18番 7 号	219-2482	S49. 3. 7	1	新友会
8	加藤 英夫	福祉環境○	観光戦略○	381-0102	若穂保科 2318番地	282-6016	S40. 5. 25	1	新友会
9	青木 敏明	建設企業	災害対策	389-1163	豊野町蟹沢 1156番地 1	257-3876	S40. 4. 8	1	新友会
10	桜井 篤	経済文教○	公共交通	380-0803	三輪九丁目 3 番 8 - 1 号	405-7049	S33. 9. 27	1	新友会
11	和田 一成	総 務	公共交通○	381-4102	戸隠豊岡 10433番地 2	254-3753	S31. 9. 15	1	新友会
12	黒沢 清一	総 務	観光戦略	388-8014	篠ノ井塩崎 3100番地26	293-2637	S29. 1. 29	2	共産党
13	滝沢 真一	建設企業◎ 議会運営	水道広域化	381-0085	上野三丁目 120番地 1	219-1813	S59. 4. 13	2	共産党
14	竹内 茂	経済文教	公共交通	381-0034	大字高田 264番地19	228-0858	S27. 8. 17	2	共産党
15	東方みゆき	総 務	観光戦略	388-8004	篠ノ井会 644番地の 6	292-3104	S44. 3. 5	1	改革 ネット
17	鈴木 洋一	建設企業	災害対策◎	381-2246	丹波島二丁目 22番地17	283-3491	S44. 5. 24	2	改革 ネット
18	堀内 伸悟	建設企業	水道広域化	381-1226	松代温泉 312番地	278-6337	S54. 8. 1	1	公明党
19	松井 英雄	総 務○ 議会運営	観光戦略	381-2225	篠ノ井岡田 291番地 9	292-9616	S42. 5. 26	3	公明党
20	金沢 敦志	経済文教◎ 議会運営○	水道広域化	381-0038	大字東和田 792番地 3	217-5044	S37. 9. 15	2	新友会
21	手塚 秀樹	総 務		381-1231	松代町松代 1109番地	278-7577	S36. 7. 15	3	新友会
22	北澤 哲也	総 務◎ 議会運営◎	災害対策	380-0803	三輪三丁目 4 番31号	217-2218	S47. 4. 6	3	新友会
23	市川 和彦	経済文教	公共交通	381-0022	大字大豆島 759番地	221-2279	S30. 1. 23	3	新友会
24	若林 祥	福祉環境	水道広域化	381-2205	青木島町大塚 14番地20	284-4722	S24. 8. 16	3	新友会
25	松田 光平	福祉環境	公共交通	388-8006	篠ノ井御幣川 1222番地2バ ナハイブリキヤ	290-5525	S32. 7. 4	4	新友会
26	野々村博美	建設企業 議会運営	公共交通◎	380-0803	三輪十丁目 14番15号	259-4652	S31. 12. 22	9	共産党◎
27	阿部 孝二	福祉環境	水道広域化	381-2226	川中島町今井 1854番地15	283-1096	S25. 1. 26	6	共 産 党

議席番	氏名	所属常任委員会等	所属特別委員会	郵便番号	住所	連絡先	生年月日	当選回数	所属会派
28	佐藤久美子	経済文教	災害対策	389-1105	豊野町豊野 490番地9	257-5667	S31.1.10	4	共産党
29	倉野立人	福祉環境	災害対策	381-2224	川中島町原 1309番地11	090-8815 -4127	S37.4.2	5	改革ネット
30	塩入学	経済文教 議会運営	水道広域化	381-2215	稲里町中氷鉋 888番地27	284-5340	S14.3.19	6	改革ネット
31	布目裕喜雄	福祉環境◎ 議会運営	公共交通	380-0961	安茂里小市 一丁目4番10号	227-3537	S32.10.1	5	改革ネット◎
32	小林秀子	福祉環境	公共交通	381-0034	大字高田 1480番地12	227-5672	S33.12.28	6	公明党
33	近藤満里	経済文教	観光戦略	381-0043	吉田二丁目 7番15号	259-8642	S37.5.8	6	公明党◎
34	西沢利一	福祉環境 議会運営	公共交通	381-2402	信州新町 山上条5146番地	262-3434	S27.1.1	4	新友会
35	小泉栄正	経済文教	災害対策	381-3202	中条日下野 1874番地	267-2319	S23.9.23	4	新友会
36	宮崎治夫	建設企業 議会運営	観光戦略◎	381-2224	川中島町原 670番地1	292-3563	S24.3.16	4	新友会
37	寺沢さゆり	福祉環境		381-0057	浅川西条 406番地38	295-0585	S43.1.24	4	新友会
38	小林義直	建設企業	水道広域化◎	380-0914	大字稲葉 848番地	222-6551	S25.12.29	7	新友会
39	三井経光	総務 議会運営	観光戦略	381-0043	吉田三丁目 18番13号	244-3889	S21.5.17	9	新友会◎

※1 所属会派の欄の「新友会」は長野市議会新友会、「改革ネット」は改革ながの市民ネット、「共産党」は日本共産党長野市会議員団、「公明党」は公明党長野市議員団をそれぞれ省略して掲載しています。

※2 所属常任委員会等の欄の「総務」は総務委員会、「福祉環境」は福祉環境委員会、「経済文教」は経済文教委員会、「建設企業」は建設企業委員会、「議会運営」は議会運営委員会をそれぞれ省略して掲載しています。

※3 所属特別委員会の欄の「災害対策」は災害対策等調査研究特別委員会、「観光戦略」は観光戦略調査研究特別委員会、「公共交通」は公共交通対策調査研究特別委員会、「水道広域化」は水道事業広域化調査研究特別委員会をそれぞれ省略して掲載しています。

※4 所属常任委員会等及び所属特別委員会の欄の◎は委員長、○は副委員長を表しています。また、所属会派の欄の◎は、会派の代表者を表しています。

7 党派、会派別議員数

(R 5. 4. 1 現在)

党派	日本共産党	公明党	社会民主党	無所属	合計
会派					
長野市議会新友会				18	18
改革ながの市民ネット			1	4	5
日本共産党長野市会議員団	6				6
公明党長野市議員団		4			4
無所属				2	2
合計	6	4	1	24	35人

8 年齢別議員数

(R 5. 4. 1 現在)

年齢	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計	平均年齢
議員数	0	1	3	9	13	8	1	35人	62.09歳

9 当選回数別議員数

(R 5. 4. 1 現在)

回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	合計
議員数	9	5	6	6	2	4	1	0	2	0	35人

10 市議会議員選挙の状況

年月日 区分	令和元年9月15日	平成29年10月29日 (補欠選挙※1)	平成27年9月13日	平成25年10月27日 (補欠選挙※2)
定数	39人	3人	39人	1人
候補者数	52人	4人	41人	5人
有権者数	313,152人	315,397人	309,538人	310,181人
投票者数	126,246人	123,824人	130,280人	130,142人
無効投票数	1,586票	11,237票	2,241票	13,141票
投票率	40.31%	39.26%	42.09%	41.96%
最高得票数	6,231,430票	36,732票	5,224票	26,402票
当選者数	1,847,863票	27,532票	2,230票	—票
最低得票数	80歳	65歳	76歳	41歳
最高年齢	35歳	34歳	25歳	—歳
最低年齢				

※1 平成27年9月の一般選挙で選出された議員の欠員を補充するための選挙。

※2 平成23年9月の一般選挙で選出された議員の欠員を補充するための選挙。

11 委 員 会 (R 5. 4. 21 現在)

(1) 常任委員会

名 称	定数(人)	区 分	
総務委員会	10 (欠員2)	委 員	◎北澤哲也 ○松井英雄 手塚秀樹 黒沢清一 三井経光 小林史子 和田一成 東方みゆき
		所 管 項	総務部、企画政策部、財政部、地域・市民生活部、会計局、消防局、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員に関すること。他の常任委員会の所管に属しないこと。
		設 置 等 経 過	昭和41.12.1 設置 昭和45.10.1 「総務文教委員会」と改組 昭和61.9.24 改組
福祉環境委員会	10	委 員	◎布目裕喜雄 ○加藤英夫 若林祥 寺沢さゆり 阿部孝二 松田光平 西沢利一 倉野立人 小林秀子 小泉一真
		所 管 項	保健福祉部、こども未来部、環境部に関すること。
		設 置 等 経 過	昭和41.12.1 「社会文教委員会」設置 昭和45.10.1 「社会衛生委員会」と改組 昭和61.9.24 改組
経済文教委員会	10 (欠員1)	委 員	◎金沢敦志 ○桜井篤 市川和彦 塩入学 西脇かおる 竹内茂 近藤満里 小泉栄正 佐藤久美子
		所 管 項	商工観光部、新産業創造推進局、文化スポーツ振興部、農林部、教育委員会、農業委員会に関すること。
		設 置 等 経 過	昭和41.12.1 「経済委員会」設置 昭和61.9.24 「産業教育委員会」と改組 平成2.3.30 改組
建設企業委員会	9 (欠員1)	委 員	◎滝沢真一 ○箱山正一 野々村博美 宮崎治夫 小林義直 青木敏明 鈴木洋一 堀内伸悟
		所 管 項	建設部、都市整備部、上下水道局に関すること。
		設 置 等 経 過	昭和41.12.1 「建設水道委員会」設置 昭和61.9.24 改組

備考 常任委員の任期は、条例により1年(ただし、後任者が選任されるまで在任する。)

(2) 議会運営委員会

名 称	定数(人)	区 分	
議会運営委員会	10	委 員	◎北澤哲也 ○金沢敦志 野々村博美 滝沢真一 布目裕喜雄 塩入学 松井英雄 宮崎治夫 西沢利一 三井経光
		所 管 項	議会運営、会議規則、委員会条例等、議長の諮問に関すること。
		設 置 等 経 過	昭和42.10.12 議長の諮問機関として規程により設置 平成3.10.7 条例による設置

備考 議会運営委員の任期は、条例により1年(ただし、後任者が選任されるまで在任する。)

(3) 特別委員会

名 称	定数(人)	区 分	
災害対策等 調査研究会 特別委員会	10 (欠員2)	委 員	◎鈴木洋一 ○西脇かおる 佐藤久美子 青木敏明 小泉一真 北澤哲也 小泉栄正 倉野立人
		調 査 項 目	激甚化する災害、感染症等への対応について、調査・研究を行う。
		設 置 日	令和2.9.30 設置 令和3.9.29 付託事件の変更
観光戦略 調査研究会 特別委員会	10 (欠員2)	委 員	◎宮崎治夫 ○加藤英夫 松井英雄 小林史子 黒沢清一 東方みゆき 近藤満里 三井経光
		調 査 項 目	ポストコロナの活性化策として、広域連携、スポーツコンベンション、地域のまちづくり等を踏まえた観光戦略について、調査・研究を行う。
		設 置 日	令和3.9.29 設置
公共交通 調査研究会 特別委員会	10 (欠員1)	委 員	◎野々村博美 ○和田一成 桜井篤 西沢利一 竹内茂 市川和彦 布目裕喜雄 小林秀子 松田光平
		調 査 項 目	交通弱者への配慮の観点を含めた公共交通について、調査・研究を行う。
		設 置 日	令和3.9.29 設置
水道事業 調査研究会 特別委員会	9 (欠員1)	委 員	◎小林義直 ○箱山正一 塩入学 滝沢真一 若林祥 金沢敦志 阿部孝二 堀内伸悟
		調 査 項 目	県及び三市一町で検討している上田長野地域水道事業広域化について、調査・研究を行う。
		設 置 日	令和4.9.28 設置

(4) その他の会議（会議規則第166条関係 別表 協議等の場）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全 員 協 議 会	市政の重要な課題、災害、議会の運営に係る重要な事項等について協議又は調整を行う。	全議員	議長（議長が選任されるまでの間は、議会事務局長）
会 派 代 表 者 会 議	議会運営委員会において協議すべき事項について各会派の意見調整を行い、又は議会運営委員会の協議事項ではないが、議会に係る重要な事項について協議する。	議長及び副議長並びに会派の代表者	議長
各 派 代 表 者 会 議	市議会議員一般選挙後の初議会の運営等について協議又は調整を行う。	会派の所属議員5人まるごと1人の割合で各会派が選出する議員	座長（座長が選任されるまでの間は、議会事務局長）
正 副 委 員 長 会 議	委員会の運営等について協議又は調整を行う。	議長及び副議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長	議長

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
所信表明会世話人会	議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会について協議又は調整を行う。	会派の代表者	所信表明会代表世話人 (所信表明会代表世話人が選任されるまでの間は、議長又は議会事務局長)
委員会協議会	委員会の審査、運営等について協議又は調整を行う。	当該委員会の委員	委員長
議会報編集委員会	ながの市議会だよりの編集、発行等について協議又は調整を行う。	議会報編集委員会の委員	委員長 (委員長が選任されるまでの間は、議長)
議会活性化検討委員会 2019	議長の諮問に応じ、長野市議会の活性化等に関する事項について調査及び審議し、議長に答申する。	当該委員会の委員	委員長 (委員長が選任されるまでの間は、議長)
長野市議会議員政治倫理審査会	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第 5 条に基づき設置し、第 11 条により議長にその結果を報告する。	当該審査会の委員	会長 (会長が選任されるまでの間は、議長)

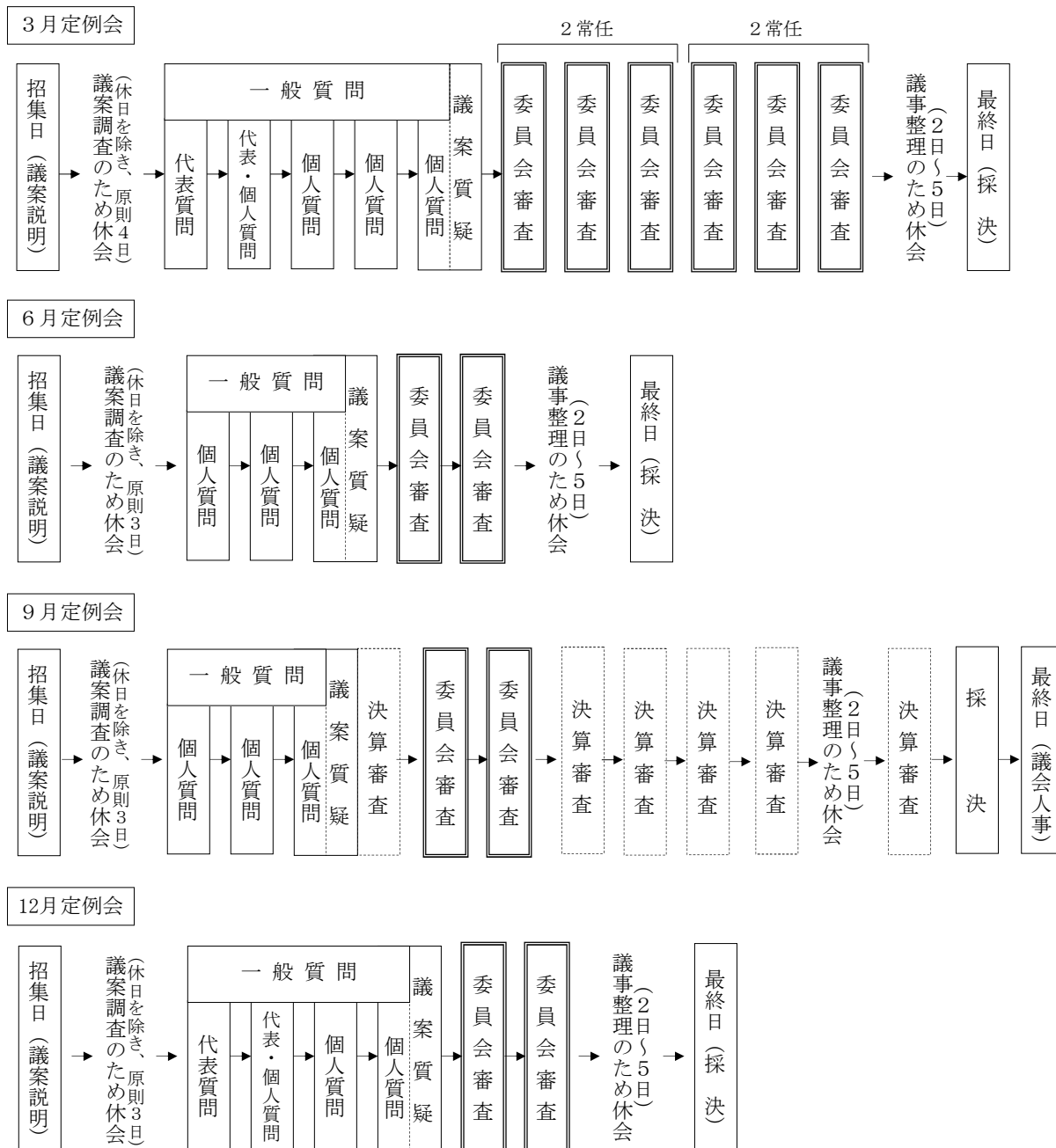
Ⅲ 議会運営

1 議会

(1) 会期の内定

会期は、付議事件等を考慮して、議会運営日程も併せ議会運営委員会において協議の上内定する。この内定があったときは、事務局長名で全議員及び市長部局等に通知する。

(2) 定例会の日程



※委員会審査は1日につき、2常任委員会を同時開催

(3) 本会議

ア 会議時間

午前10時から午後5時まで

イ 説明員の出席範囲

市長及び市長の委任者（部局長以上の者）

臨時会にあつては、当該臨時会に付議される事件を所管しない部局長は、出席を要しない（出席を要しない部局長の範囲は、議会運営委員会で協議する。）。

（委員会は原則として課長補佐以上の者）

ウ 議案説明（招集日）の方法

○3月定例会

- (ア) 新年度予算案について施政方針を含め概略提案説明（市長）
- (イ) 新年度予算案について原則として事業別に説明し、条例案、その他の議案はその議案ごとに説明（各部長、教育長、上下水道事業管理者の順 平成28年3月定例会からは、副市長、教育長、上下水道事業管理者が一括説明し部局長の説明を省略する方式とした。）
- (ウ) 当年度補正予算案について説明（副市長）
- (エ) 承認議案説明（副市長）
- (オ) 報告案件報告（副市長）

○6・9・12月定例会（(イ)と(オ)は9月のみ、ただし、改選年の(オ)は10月臨時会に行う。）

- (ア) 補正予算案、条例案、その他の議案について説明（副市長）
一般会計は事業別に、特別会計ほかはその議案ごとに説明
- (イ) 認定議案（公営企業会計決算）について説明（副市長・上下水道事業管理者）、審査報告（監査委員）
- (ウ) 承認議案説明（副市長）
- (エ) 報告案件報告（副市長）
- (オ) 認定議案（一般会計及び特別会計決算）について説明（副市長）、審査報告（監査委員）

エ 議案の付託方法

予 算 案：当初、補正とも原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。

決 算 案：9月定例会で決算特別委員会を設置して付託後、4分科会において審査。4分科会の意見を集約した結果を報告することとしている。

ただし、改選年については次のとおり取り扱うことを例としている。

会 計 別	9月定例会	10月臨時会	12月定例会
各公営企業会計決算	各常任委員会 分割付託・審査 審査結果報告		
一般会計決算 特別会計決算		決算特別委員会設置・付 託審査（継続審査）	審査結果報告

条 例 案：原則として所管の常任委員会に付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。

その他の議案：同上

オ 委員会付託を省略することを例とする案件

- (ア) 人事に関する案件
- (イ) 意見書及び決議案件
- (ウ) 専決処分の承認案件
- (エ) 議会運営委員会が認めた案件

カ 表決（採決）の方法

(ア) 人事案件については起立と採決システムを併用し、その他の案件については採決システムにより（委員会は挙手により）表決を採ることとしている。

(イ) 専決処分の承認案件及び各委員長報告案件は、それぞれ一括して行う。ただし、委員長報告に対する質疑・討論を行った案件及び各会派から単独表決を求める通告があった案件は、1件ごとに行う。

キ 議員及び委員会提出による議案（意見書・決議・会議規則等機関意思決定に関するもの及び議会関係条例）

提 出 要 件：案を備え、理由を付け、提出者及び賛成者を合わせて3人以上の者（ただし、議会関係条（議員提出）例については所定の賛成者（議員定数の12分の1以上））が連署して議長に提出しなければならない。正副議長は、議案の提出者及び賛成者にはならない。

提 出 要 件：案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
（委員会提出）

提出期限：議会最終日（議会人事を行う9月定例会にあっては採決日）の前日（その日が休日に当たるときは、休日の前日）の正午までに提出する。ただし、招集日から議案質疑日までの間に上程しようとする議案は、当該議案の取扱いを協議する議会運営委員会の開催までに提出する。

請願に基づかない意見書案及び決議案（委員会提出議案及び委員会の審査を経て提出される議案を除く。）は、原則として議案質疑日の3日前（休日を除く。その日が休会の場合は、その日後においてその日に最も近い休会でない日）までに提出する。この期日経過後の場合は議会運営委員会で取扱いを協議する。

事務局は、確認後速やかにその電子データを議員に提供する。

取扱方法：議案を提出しようとする場合は、事前に事務局と打合せを行う。

原則として最終日（採決日）に上程する。

ク 議員及び委員会提出による議案（地方自治法第112条の規定による団体意思決定に関する議案（議会関係条例を除く。））

提出要件：案を備え、所定の賛成者（議員定数の12分の1以上）とともに連署して議長に提出しなげ（議員提出）ればならない。

正副議長は、議案の提出者及び賛成者にはならない。

提出要件：案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。（委員会提出）

提出期限：各定例会日程等協議のための議会運営委員会の前日（当該日が休日に当たるときは、休日の前日）までに議案名及び骨子を事務局に示し、定例会招集日に提出する。

この期日経過後の場合は、議会運営委員会で取扱いを協議する。

事務局は、確認後速やかにその電子データを議員に提供する。

取扱方法：議案を提出しようとする場合は、事前に事務局と打合せを行う。議案質疑日に上程する。

ケ 動議

一般動議：他に3人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

修正の動議：案を備え、地方自治法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者（議員定数の12分の1以上）が連署し、その他のもの（会議規則の改正、意見書、決議案等の修正）については、発議者及び賛成者を合わせて3人以上の者が連署して議長に提出しなければならない。

修正案の提出は、その原案が委員会付託されている場合は委員長報告がされる前日（その日が休日に当たるときは、休日の前日）の正午までに、また、委員会付託がされない場合はあらかじめ事務局に連絡し、質疑終了までに案を添え提出する。

事務局は、修正案が提出されたときは、確認後速やかにその電子データを議員に提供する。

(4) 請願・陳情の取扱い

ア 請願

受理：定例会の初日までに紹介する議員に提出され、さらに、議案質疑が行われる日の3日（休日の数を除く。）前（当該日が休会の場合は、その翌日）までに議長に提出されたものは、その会期中に審議に付し、それ以後のものは次期定例会の審議に付する。

定例会の初日までに紹介する議員に提出された請願書は、当該定例会の初日午後5時までに請願者意向確認書を添えて事務局に提示する。事務局は、確認後速やかに請願書の電子データを議員に提供する。

紹介議員：正副議長及び所管の事項について正副委員長は、行わない。

請願紹介追加申出は、委員会審査日前日の午後5時までとする。

付託：議長は、請願書の電磁的記録をペーパーレス会議システムにより議員に提供し、原則として所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。本会議での請願書の朗読は省略する。

委員長報告：委員長は審査結果を(1)採択すべきもの、(2)不採択とすべきもの、いずれかの区分により意見を付け、議長に報告する。

審議結果：議長名で請願者に審議結果の通知をする。

必要に応じ、市長その他の関係機関への送付、処理経過及び結果の報告請求をする。

処理結果の報告：市長その他の関係機関から処理経過及び結果の報告があったときは、議長は、次期定例会においてペーパーレス会議システムにアップロードし、本会議で報告する。

イ 陳 情

受 理：定例会初日午後5時までに議長に提出されたものは当該定例会初日と議案質疑が行われる日に、それ以後に提出されたものは次期定例会又は臨時会に報告する。
審 議：議長は陳情書の電磁的記録をペーパーレス会議システムにより議員に提供するが、審議は行わない。

(5) 傍 聴

- ア 本 会 議 議場ロビーで受付し、傍聴者証を着用する。(固定席数96席 車椅子席4席)
イ 委 員 会 議会事務局で受付し、傍聴者証を着用する。
ウ そ の 他 報道関係者の受付は不要。ただし、報道機関の腕章(これに代わる物を含む。)を着用する。

2 発 言

(1) 通告の方法

- ア 通告を要するもの……一般質問、関連質問、緊急質問、議案に対する質疑、委員長報告に対する質疑及び討論
イ 通告を要しないもの……議事進行に関するもの、一身上の弁明等、上程した日に質疑を行う議案に係る議案質疑

(2) 質問・質疑の方法

- ア 一 般 質 問 一括質問一括答弁方式…質問は登壇し、再質問は質問席で行う。
一問一答方式…初めに演壇で挨拶又は質問を行い、その後質問席に移り質問、再質問を行う。
いずれの方式においても、関連質問は質問席で行い、理事者答弁は登壇して行う。
イ 緊 急 質 問 緊急性の認定については、議会運営委員会に諮って決める。
ウ 質 疑 質疑及び答弁は自席で行う。ただし、市長等特別職の答弁は登壇して行う。
発言通告書の提出期限は、議案質疑日の2日前(休日の数を除く。当該日が休会の場合は、その翌日)の午後1時までとする。
回数は、同一議員が同一議題について2回までとする。
議案に対する質疑は、所管の委員会に関係することはできるだけ避ける。
質疑の順序は、通告順とする。
エ 討 論 討論は登壇して行い、委員長報告終了後、直ちに通告することとしている。
同種(賛成・反対)のもの討論の順序は、通告順による。

(3) 一般質問

ア 代 表 質 問 (3月定例会と12月定例会の年2回行う。)

質 問 者：所属議員5人以上をもって届出のある会派が、それぞれ1人ずつ行う。

質 問 時 間：1人40分以内とする。(答弁を除く。)

発言通告期限：3月定例会

招集日の翌日午後5時までとする。

12月定例会

招集日の午後5時までとする。

質 問 順 序：所属議員数の多い会派から行う。

質 問 形 式：一括質問一括答弁方式によるものとする。

そ の 他：時間が不足し、途中で終わった質問の答弁は原則として行わない。

イ 個 人 質 問

質 問 者：質問者数の制限はなく、会派割り振り時間内で各会派内において調整している。

質 問 時 間：3月定例会及び12月定例会

総時間は、3月定例会にあっては15時間(うち質問時間は5時間15分)、12月定例会にあっては10時間(うち質問時間は3時間30分)とする。

会派(無所属議員を含む。)ごとの配分は、正副議長と代表質問者を除いた会派所属議員数の

比率により配分し、その時間に1分未満の時間があるときは切り上げる。

1人の質問時間は1時間以内（答弁を含む。）とし、各会派において調整している。

6月定例会及び9月定例会

総時間数は、13時間（うち質問時間は4時間33分）とする。ただし、改選期の9月定例会は、9時間（うち質問時間は3時間9分）とする。

会派（無所属議員を含む。）ごとの配分は、正副議長を除いた会派所属議員数の比率により配分し、その時間に1分未満の時間があるときは切り上げる。

1人の質問時間は1時間以内（答弁を含む。）とし、各会派において調整している。

※ 質問時間と答弁時間の比率については、質問時間が35%、答弁時間が65%をおおむねの目安とする。

発言通告期限：3月定例会・12月定例会（代表質問あり）

招集日の翌日午後5時までとする。

6月定例会・9月定例会（代表質問なし）

招集日の午後5時までとする。

質問順序：3月定例会・12月定例会

代表質問権のない会派で所属議員数の多い会派から1人ずつ行い、その後は議長が決定する。

6月定例会・9月定例会

所属議員数の多い会派から1人ずつ行い、その後は議長が決定する。

質問形式：一括質問一括答弁方式又は一問一答方式のいずれかによるものとする。

ウ 共通事項

再質問：質問時間内であれば、回数制限は設けないものとする。

質問は質問席で行う。

関連質問：質問時間内に同一会派内で1人とする。

回数制限は設けないものとする。

質問は質問席で行う。

その他：質問時間を超過した発言はマイク・録音とも打ち切り、会議録へは掲載しない。

質問時間が余った場合の時間内での要望・意見は認める。

一般質問の各会派割当時間の算出については、各定例会日程等協議のための議会運営委員会開催日時点の所属議員数によるものとする。

3 その他の議会運営に関する申合せ事項

(1) 会議規則関係

第1条関係（参集）

議員が第一庁舎議会フロアに来庁したときは、表示板の氏名標に点灯し、退庁するときは消灯する。

第2条関係（欠席の届出）

1 欠席の届出は、文書により行う。ただし、急を要するときは、電話で行うことができる。

2 電話による届出があったときは、事務局において欠席届を作成する。

3 届出があった欠席者氏名をその日の本会議に議長から報告する。

なお、病気等やむを得ない事情により開議時刻を過ぎて届出があった場合でも同様とする。

4 遅刻、早退のときは、当該日の開議時刻の5分前までに理由を付して議長に報告する。この場合、議場の氏名標は倒すものとする。ただし、やむを得ない事情の早退に限り、後に報告することができる。

第9条関係（会議時間）

本会議を開くときは、あらかじめ庁内放送をもって周知する。

第21条関係（日程の順序変更及び追加）

議会運営日程の変更及び追加は、各条に規定のものを除き、議会運営委員会において協議して内定する。

第28条関係（投票用紙の交付及び投票箱の点検）

議会において行う選挙の投票用紙の交付は、議席正面で行い、記載所で被選挙人名を記載して投票箱に投入する方法で行う。

第39条関係（委員長の報告及び少数意見者の報告）

- 1 委員長報告の順序は、委員の改選後第1回目の定例会は総務、福祉環境、経済文教及び建設企業の各委員会の順に行い、第2回目以降は前回の1番が最後に回り、2番以下が順次繰り上がる順序による。
- 2 少数意見の報告は、議長への報告の順序により行う。

第86条関係（会議録の配布）

会議録の配布先は、議員、支所、公民館、図書館等とし、必要に応じ事務局長が変更することができる。

第88条関係（会議録署名議員）

会議録署名議員選定は、議席1番から順次指名する。

第91条関係（委員会の欠席の届出）

第2条の申合せを、4の氏名標以外について準用する。ただし、「議長」を「委員長」と読み替える。

第118条関係（委員会における委員長の発言）

委員長が発言しようとするときは、委員長札を副委員長に渡すことを例とする。

第147条関係（議員の辞職）

複数の議員から辞職願が同時に提出された場合、議題とする順序は、期数の多い順とする。なお、期数が同じ場合は、年齢の高い順とし、更に生年月日が同じ場合は、議席番号の小さい順とする。

第152条関係（携帯品）

- 1 議場及び委員会室における上着及びネクタイの着用は、次のとおりとする。
 - (1) 市長部局が夏季の軽装（クールビズ）による勤務を実施する期間を除く期間 上着及びネクタイを着用する。ただし、議場においては議長が、委員会室においては委員長が脱衣を許可することができる。
 - (2) 市長部局が夏季の軽装（クールビズ）による勤務を実施する期間 上着及びネクタイを着用しないことができる。この場合において、議員章の着用は、任意とする。

第154条関係（離席）

会議中の外部からの呼出し及び電話の取次ぎは、緊急を要するもののほか、原則として行わない。

第157条関係（資料等印刷物の配布等の許可）

- 1 一般質問、議案質疑又は討論を行う際に資料等の配布を希望する場合等の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 一般質問を行う際に資料等の配布を希望する場合は、一般質問を行う日の3日（休日の数を除く。）前までに配布物（1部）及び電子データを事務局に提出する。

議案質疑又は討論を行う際に資料等の配布を希望する場合は、議案質疑又は討論を行う日の2日（休日の数を除く。）前までに配布物（1部）及び電子データを事務局に提出する。
 - (2) 資料等の配布について議長の許可を得た場合は、一般質問、議案質疑又は討論を行う日の前日（休日の数を除く。）までに必要部数を事務局に提出する。
 - (3) 一般質問を行う際にパネル等の使用を希望する場合は、一般質問を行う日の3日（休日の数を除く。）前までにパネル等（1部）を事務局に提出する。

議案質疑又は討論を行う際にパネル等の使用を希望する場合は、議案質疑又は討論を行う日の2日（休日の数を除く。）前までにパネル等（1部）を事務局に提出する。
 - (4) パネル等の使用について議長の許可を得た場合は、パネル等の内容を記載した配布物を一般質問、議案質疑又は討論を行う日の前日（休日の数を除く。）までに必要部数を事務局に提出する。

第159条関係（議長の秩序保持権）

- 1 議員が議場又は委員会室へ携帯電話その他の電子機器（ペーパーレス会議システム用の公用タブレット端末を除く。）を持ち込むことは禁止する。
- 2 議場、委員会室へのペットボトル、水筒の持ち込みは可とする（ペットボトルの外装ラベルは除去すること）。理事者においても同様とする。

第167条関係（議員の派遣）

- 1 議員派遣に係る基本的運用方針について

(1) 議決の対象範囲

議員派遣の議決の対象範囲は、議員の公務による国内及び海外への視察、各種研修会、陳情等を対象とする。

ただし、地方自治法第104条に基づき議長及び副議長が議会を代表して各種会議へ出席する場合並びに会議規則第106条に基づく委員派遣を除く。

(2) 議決の要件

議決に必要な要件は次のとおりとする。

ア 派遣目的 イ 派遣期間 ウ 派遣場所 エ 派遣議員

(3) 議決の方法及び方法

ア 新年度議会費予算に係る年間の議員派遣計画は、議会運営委員会で協議し、決定する。

イ 姉妹都市・友好都市への議員派遣は、市長からの要請に基づき議会運営委員会で協議し、決定する。

ウ 議案は議会運営委員会で取扱いを協議し、議長発議により提出する。

エ 議決の要件が確定したものについて、直近の定例会で議決する。

(4) 議決後、「議決の要件」に変更が生じた場合の処置

議決要件のいずれかが変更になった場合は、次の定例会で再度議決をし直す。

(5) 議長が議員派遣を決定する場合の適用範囲等

ア 適用範囲

ア 災害発生時等緊急を要する場合

イ 日程等の都合により定例会に諮る暇がない場合

イ 議会への報告

議長が議員派遣について決定した場合、次の定例会への報告は要しないこととする。

2 議員の海外視察の場合、帰長後の報告を議会運営委員会で行う。事務局は、報告書の電子データを議員に提供する。

(2) 委員会条例関係

第5条関係（議会運営委員会の設置等）

1 委員の選任は、構成員2人以上をもって届出のあった会派の所属議員数の比率によるものとする。この場合、各会派から1人以上の委員を選任するようにする。ただし、正副議長は、委員に選任しないものとする。

2 議長は、地方自治法第105条の規定により、委員会に出席する。

3 副議長は、会議規則第117条第1項の規定により委員外議員として委員会に出席する。

4 委員が欠席する場合は、その所属会派の他の議員が会議規則第117条の規定により、委員外議員として委員会に出席することができる。この場合は、事前に委員長に連絡するものとする。

5 委員会の協議事項（付託案件を除く。）は、できる限り全会一致で決定するよう努めるものとする。

6 委員は、委員会で決定した事項について、所属会派に徹底を図らなければならない。

7 無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。オブザーバーは、委員会が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で開かれている場合であって、委員会を招集する場所への参集が困難なときは、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(1) オブザーバーは、オンラインによる方法で出席を希望する場合、委員会開催日の前日（長野市の休日を定める条例第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日の休日でない日）の午後1時までに委員長に申し出なければならない。

(2) オブザーバーがオンラインによる方法で委員会に出席している場合の遵守事項は、長野市議会委員会オンライン開催要綱の委員の遵守事項の規定の例による。

(3) オブザーバーの発言は、次による。

ア 発言は、委員長の許可があった場合にすることができる。

イ 発言の範囲は、質疑とする。

ウ 発言は、委員会会議録に掲載しない。

(4) オブザーバーは、表決権を有しない。

(5) オブザーバーとして出席しなかった無所属議員については、事務局で当該決定事項を連絡する。

第6条関係（特別委員会の設置等）

正副議長が特別委員会委員に選任された場合は、辞任するものとする。

第21条関係（出席説明の要求）

1 特別職（教育長及び上下水道事業管理者を除く。）の委員会への出席については、委員会の要請がある場合に出席するものとする。（委員会開催中は、特別職は待機する。）

2 オンラインによる方法で行うことができるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、

委員会がオンラインによる方法で開かれるときに限る。

第25条関係（公述人の決定等）

オンラインによる方法で出席できるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、委員会がオンラインによる方法で開かれるときに限る。

第29条関係（参考人）

オンラインによる方法で出席できるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、委員会がオンラインによる方法で開かれるときに限る。

(3) その他

行政委員の出席範囲について

- 1 行政委員の本会議出席については、説明のため議長から出席を求められたときに議場に出席する。
- 2 一般質問の通告をする議員は、通告の際に答弁を求めようとする行政委員も併せ通告し、それに基づいて議長から出席を求めることとし、行政委員2人以上の出席要求があった場合は、質問順位等によって順次議場に出席を求める。

専門的知見の活用に係る議決について

地方自治法第100条の2の規定による専門的知見の活用をしようとする場合において、議決すべき事項は、次のとおりとする。ただし、(4)に掲げる事項は、必要に応じて議決するものとする。

- (1) 調査事項 (2) 調査期間 (3) 調査の依頼（委託）先 (4) 調査（委託）に要する経費

本会議における諸般の報告について

- 1 自治功勞により北信越及び全国市議会議長会（正副議長4年以上在職の表彰も含む。）、知事・国の表彰、褒賞、叙勲を受けた現職議員を、本会議場において議長より報告する。なお、個人的な表彰等は、報告対象外とする。
- 2 例月監査報告（議長あてのもの）の本会議報告については、諸般の報告の中で何月の監査報告が議長の手元に提出されている旨報告する。
また、定期監査、随時監査（工事監査）、行政監査、財政援助団体等監査及び包括外部監査についても報告する。
- 3 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告については、諸般の報告の中で報告書が議長の手元に提出されている旨報告する。
- 4 農業及び農村の状況並びに農業及び農村の振興に関する施策の実施状況については、諸般の報告の中で報告書が議長の手元に提出されている旨報告する。

委員会の研修視察について

- 1 常任委員会の研修視察は、回数に制限なく前期で実施するものとし、原則として与えられた予算の範囲内において正規の旅費計算に基づき行う（議会運営委員会及び特別委員会についても同様とするが、実施期間は、全期間を通じ適当な時期を選んで行う。）。
- 2 正副議長は、議会運営委員会の研修視察に参加する。

委員会の研修視察への理事者側職員の同行について

委員会の研修視察に際し、理事者側から同行希望があった場合は、委員会に諮って同行を承認する。

全員協議会に協議する人事案件は、次のとおりである。

副市長、教育委員会教育長、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員及び固定資産評価員

議場配布資料の傍聴用モニターへの映写について

- (1) 資料の傍聴用モニターへの映写を希望する場合は、一般質問及び議案質疑を行う日の前日（休日の数を除く。）までに映写する資料と映写のタイミングを分かるようにした質問原稿等を事務局に提出する。
- (2) 傍聴用モニターへ映写する資料は、傍聴者が容易に読み取ることができる写真、図等とし、質問者一人につき片面・横向きで2枚までとする。

4 所信表明会

基本条例第6条第3項及び長野市議会議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会実施要項に基づき実施

開催実績（現議員の任期中）

令和元年10月臨時会

代表世話人：三井経光

選挙	申出数	得票者数	備考
議長	1	3	無効票 1
副議長	2	3	

令和2年9月定例会

代表世話人：三井経光

選挙	申出数	得票者数	備考
副議長	2	2	無効票 1

令和3年9月定例会

代表世話人：小林義直

選挙	申出数	得票者数	備考
議長	1	2	無効票 2
副議長	1	2	無効票 1

令和4年9月定例会

代表世話人：小泉栄正

選挙	申出数	得票者数	備考
副議長	1	2	無効票 1

IV 議会開催状況

(令和4年1月～令和4年12月)

1 本会議開催状況

本会議		3月	6月	9月	12月	合計
会 期	自	2月24日	6月9日	9月1日	12月1日	
	至	3月22日	6月24日	9月28日	12月19日	
	延べ日数	27	16	28	19	90
本 会 議	実日数	7	5	6	6	24
	実時間	28:25	15:09	18:41	20:04	82:19
一般質問者 人数(人)	代表質問	4	-	-	4	8
	個人質問	24	21	20	21	86
傍聴者数(人)		92	80	107	179	458

備考 傍聴者数に報道関係者は含まれていない。

2 常任委員会・特別委員会等開催状況(日数等)

(単位:日、人)

区 分	名 称	会期中	閉会中	合計	傍聴者数
常 委 員 会	総 務 委 員 会	10	0	10	0
	福 祉 環 境 委 員 会	10	0	10	15
	経 済 文 教 委 員 会	10	0	10	9
	建 設 企 業 委 員 会	7	0	7	7
	常任委員会 合計	37	0	37	31
議 会	運 営 委 員 会	10	10	20	0
特 委 員 会	災 害 対 策 等 調 査 研 究 特 別 委 員 会	5	3	8	0
	観 光 戦 略 調 査 研 究 特 別 委 員 会	5	5	10	0
	公 共 交 通 対 策 調 査 研 究 特 別 委 員 会	5	3	8	0
	農 林 業 振 興 対 策 特 別 委 員 会	4	0	4	1
	水 道 事 業 広 域 化 調 査 研 究 特 別 委 員 会	2	1	3	0
	決 算 特 別 委 員 会	10	0	10	0
	特別委員会 合計	31	12	43	1
そ の 他	全 員 協 議 会	4	0	4	
	会 派 代 表 者 会 議	5	10	15	
	正 副 委 員 長 会 議	0	0	0	
	所 信 表 明 世 話 人 会	2	0	2	
	委 員 会 協 議 会	1	8	9	0
	議 会 報 編 集 委 員 会	4	12	16	
	議 会 活 性 化 検 討 委 員 会 2 0 1 9	2	4	6	1
	タ ブ レ ッ ト 検 証 委 員 会	1	0	1	
防 災 服 検 討 委 員 会	1	3	4		

備考1 決算特別委員会には分科会の審査日数を含み、同日に開催された複数の分科会はそれぞれカウントした。

3 付議件数

区分	市 長 提 出										議 会 提 出					そ の 他			合 計 (備考)	
	予	条	人	契	そ	決	専	報	諮	小	条	人	意	決	そ	小	請	陳		小
	算	例	事	約	の	算	決	告	問	計	例	事	見	議	の	計	願	情		計
3月 定例会	23	16	1	3	2	0	2	8	1	56	1	0	0	1	1	3	5	0	5	64
6月 定例会	2	4	2	5	1	0	4	12	0	30	0	1	1	0	1	3	1	6	7	40
9月 定例会	3	9	2	0	6	5	0	10	1	36	2	5	3	0	4	14	6	2	8	58
12月 定例会	5	15	6	5	14	0	1	19	0	65	0	2	0	0	0	2	5	25	30	97
合計	33	44	11	13	23	5	7	49	2	187	3	8	4	1	6	22	17	33	50	259

備考1 継続審査は重複して算入している。

4 議決状況

区分	議決別	可	否	認	承	同	意	報	採	不	当	選	推	許	取	審	繼	合計	
		決	決	定	認	意	見	告	択	採	選	任	薦	可	下げ	議未了	続審査		
市長提出	予算	33																33	
	条例	44																44	
	人事					11												11	
	契約締結	13																13	
	その他議案	23																23	
	決算	3		2															5
	専決承認				7														7
	報告							49											49
	諮問					2													2
	小計	116	0	2	7	13	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
議会提出	条例	3																3	
	人事									7				1				8	
	意見書	4																4	
	決議	1																1	
	その他	5	1															6	
小計	13	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	22	
その他	請願							6	11									17	
	陳情						33											33	
	小計	0	0	0	0	0	0	33	6	11	0	0	0	0	0	0	0	50	
合計	129	1	2	7	13	0	82	6	11	7	0	0	1	0	0	0	0	259	

5 委員会付託件数 (分割付託を含む。)

	議案	請願	合計
総務委員会	37	2	39
福祉環境委員会	31	4	35
経済文教委員会	37	11	48
建設企業委員会	29	0	29
決算特別委員会	3	0	3
議会運営委員会	0	0	0
合計	137	17	154

備考 継続審査は算入していない。

6 請願処理状況（令和4年中に審議されたもの）

受理番号	受理年月日	件名	所管委員会	結果
1	R4.3.3	政府に揮発油税のトリガー条項発動を求める請願	総務	R4.3.22 不採択
2	R4.3.3	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出についての請願	福祉環境	R4.3.22 不採択
3	R4.3.3	堤内地への芝生グラウンド整備に関する請願	経済文教	R4.3.22 採択
4	R4.3.3	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願	経済文教	R4.3.22 不採択
5	R4.3.3	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	経済文教	R4.3.22 不採択
6	R4.6.15	地方財政の充実・強化を求める国あて意見書の提出を求める請願	総務	R4.6.24 採択
7	R4.9.7	「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願	経済文教	R4.9.27 不採択
8	R4.9.7	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願	経済文教	R4.9.27 不採択
9	R4.9.7	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	経済文教	R4.9.27 不採択
10	R4.9.7	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	経済文教	R4.9.27 不採択
11	R4.9.7	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願	経済文教	R4.9.27 不採択
12	R4.9.7	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願	経済文教	R4.9.27 採択
13	R4.12.1	介護保険制度の改善を求める意見書提出についての請願	福祉環境	R4.12.19 不採択
14	R4.12.1	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書	福祉環境	R4.12.19 不採択
15	R4.12.1	失語症者向け意思疎通支援事業に関する請願	福祉環境	R4.12.19 採択
16	R4.12.1	市内小中学校の個室トイレに生理用品を設置するよう求める請願	経済文教	R4.12.19 採択
17	R4.12.1	小中学校の女子トイレに生理用品設置を求める請願	経済文教	R4.12.19 採択

7 陳情受理状況（令和4年中に報告されたもの）

受理番号	受理年月日	件名	報告年月日
1	R4.3.22	コロナ感染拡大防止策に関する陳情書	R4.6.9
2	R4.3.25	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	R4.6.9
3	R4.4.12	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	R4.6.9
4	R4.5.17	「長野市犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に関する陳情	R4.6.9
5	R4.5.19	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	R4.6.9
6	R4.6.6	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情	R4.6.9
7	R4.8.25	長野市の全ての事務事業評価シートの公開を求める陳情書	R4.9.1
8	R4.9.1	安倍元首相の国葬の中止を求める陳情書	R4.9.9
9	R4.11.29	学校や保育園における黙食の緩和を求める陳情	R4.12.12
10	R4.11.29	子どものマスク着用に関する陳情	R4.12.12
11	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
12	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
13	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
14	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
15	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
16	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
17	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
18	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
19	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
20	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
21	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
22	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12
23	R4.11.30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R4.12.12

受理番号	受理年月日	件名	報告年月日
24	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
25	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
26	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
27	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
28	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
29	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
30	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
31	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
32	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12
33	R 4 . 11 . 30	行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情	R 4 . 12 . 12

8 意見書案及び決議案提出状況（令和4年中に審議されたもの）

定例会	議会番号	提出年月日	件名	議決年月日
3月	1	R 4 . 3 . 3	ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議（案）	R 4 . 3 . 4
6月	5	R 4 . 6 . 23	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）	R 4 . 6 . 24
9月	9	R 4 . 9 . 26	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）	R 4 . 9 . 27
	10	R 4 . 9 . 26	へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書（案）	R 4 . 9 . 27
	11	R 4 . 9 . 26	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書（案）	R 4 . 9 . 27

V 議会費及び報酬等

1 議会予算 (令和5年度当初)

議会費 717,403千円

一般会計に占める割合0.45%、対前年度比99.5%

科 目(節)	予算額(千円)	説	明
1 報 酬	283,428	議員報酬 282,060千円 パートタイム会計年度任用職員 1,368千円	
2 給 料	68,938	職員給料 16人	
3 職員手当等	156,030	議員期末手当 114,176千円 職員手当等 41,854千円	
4 共 済 費	113,900	議員共済 88,128千円 ○議員共済会事務負担金 507千円 ○議員共済会給付費負担金 87,621千円 職員共済 25,763千円 雇用保険料 9千円	
7 報 償 費	70	報償品 15千円 講師謝礼金 55千円	
8 旅 費	16,064	議員費用弁償 13,514千円 ○行政視察 11,310千円 ・常任委員会 4,940千円 ・議会運営委員会 1,560千円 ○本会議等出席費用弁償 1,249千円 ○その他の費用弁償 955千円 職員旅費 2,550千円	・特別委員会 4,810千円
9 交 際 費	500	議会交際費	
10 需 用 費	16,612	消耗品費 2,477千円 食糧費 244千円 物品等修繕料 293千円	印刷製本費 13,460千円 燃料費 67千円 光熱水費 71千円
11 役 務 費	5,613	電話使用料、郵便料、手数料、筆耕料、タブレット端末通信費	
12 委 託 料	10,544	会議録作成委託料(テープ反訳、印刷、製本等)、議会報点字版作成委託料ほか	
13 使用料及び賃借料	4,473	自動車借上料、複写機使用料、会議録検索システムソフト使用料 ペーパーレス会議システム利用料ほか	
18 負担金補助及び交付金	41,231	政務活動費 39,270千円 全国市議会議長会負担金ほか 1,961千円	

2 報 酬

職 名	現行額 (R2. 1. 1 改定※)	H16. 4. 1 改定	H10. 4. 1 改定	H8. 4. 1 改定
議 長	732,000 円	724,000 円	746,000 円	731,000 円
副 議 長	654,000 円	647,000 円	667,000 円	654,000 円
議 員	606,000 円	600,000 円	619,000 円	607,000 円
市 長	1,097,000 円	1,085,000 円	—	1,142,000 円
副 市 長	899,000 円	889,000 円	—	936,000 円
教 育 長	736,000 円	728,000 円	—	766,000 円
常 勤 監 査 委 員	657,000 円	650,000 円	—	603,000 円
上下水道事業管理者	701,000 円	694,000 円	—	—

備考1 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間、議長は報酬月額の5%、副議長及び議員は報酬月額3%の額を、市長は給料月額15%、副市長及び教育長は給料月額10%を、常勤監査委員は給料月額5%を特例減額した。

2 平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間、議長、副議長及び議員は報酬月額10%の額を、市長は給料月額12%、副市長、教育長、常勤監査委員及び上下水道事業管理者は給料月額10%を特例減額した。

3 上下水道事業管理者の現行額は平成20年4月1日から適用

4 ※議長、副議長、議員以外の現行額は、平成31年1月1日から改定

3 期末手当 (R5. 4. 1 改定)

報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、次の率を乗ずる。

$$6\text{月} \frac{165}{100} \quad 12\text{月} \frac{165}{100} \quad \text{年間} \frac{330}{100}$$

4 費用弁償

(1) 普通旅費

(H2. 6. 30改定)

区 分	車 賃 1 kmにつき	日 当 1 日につき	宿 泊 料 1 夜 につ き		食 卓 料 1 夜につ き
			県 外	県 内	
特 別 職 等	37 円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円

(2) 会議出席費用弁償 (H21. 1. 1 改定)

議員が議会の会議、議会の委員会又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したときは、当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額を費用弁償として支給する。

(3) 行政視察

(1人年額)

区 分	現行額 (R5. 4. 1 ~)	R2. 4. 1 ~	H12. 4. 1 ~	H4. 4. 1 ~	H3. 4. 1 ~
常任委員会視察	130,000 円	100,000 円	130,000 円	120,000 円	120,000 円
特別委員会視察	130,000 円	※100,000 円	130,000 円	120,000 円	100,000 円
議会運営委員会視察	130,000 円	※100,000 円	130,000 円	120,000 円	120,000 円

備考1 令和4年度の特設委員会、議会運営委員会の行政視察予算は13万円とした。(R4. 11. 21議会運営委員会決定)

(4) 海外視察（姉妹友好都市親善訪問への参加は含まない。）

議会運営委員会に諮って選出している。

費用は全額公費負担

年 度	国 名	期 間	参 加 人 数
H15、16			0人
H17	欧州	6/28～7/8	2人
	カナダ・アメリカ	7/10～7/17	1人
H18	欧州	6/28～7/7	1人
	豪州・ニュージーランド	9/27～10/6	1人
H19～R4			0人

5 政務活動費

会派が行う市政に関する調査研究その他の活動を推進するため、長野市政務活動費の交付に関する条例（H13. 4. 1 施行）に基づき交付する。なお、平成17年4月1日から条例が改正され、領収書等の証拠書類の添付が義務付けられた。

(1) 交付額

（1人年額）

現行額(H21. 4. 1改定)	H16. 4. 1改定	H13. 4. 1改定	H10. 4. 1改定	H7. 4. 1改定
1,020,000 円 (月額85,000円)	1,164,000 円 (月額97,000円)	1,200,000 円 (月額100,000円)	1,050,000 円	850,000 円

備考 H12年度までは市政調査研究費、H13年度からH24年度までは政務調査費として交付

(2) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報・広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るための活動に必要な経費に対して交付する。

会派は、政務活動費を別表に定める経費の範囲で使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

区 分	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う資料の作成に必要な経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等）
資料購入費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広報・広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見を反映するための会議等に必要な経費（印刷製本費、通信運搬費、会場費、旅費、茶菓子料等）
人件費	会派の政務活動費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事務所費	会派の政務活動費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な経費（賃借料、維持管理費、備品購入費等）
その他の経費	その他必要な経費

6 表 彰

(1) 叙 勲

氏 名	授 章 年	叙 勲 名	氏 名	授 章 年	叙 勲 名
笠原 十兵衛	昭和40年春	勲4等瑞宝章	樽田 信夫	平成10年秋	勲5等双光旭日章
水内 三郎	昭和49年秋	勲6等单光旭日章	笠原 十兵衛	平成11年秋	勲4等旭日小綬章
北沢 恵三郎	昭和51年春	勲5等瑞宝章	小山 章夫	平成11年秋	勲4等旭日小綬章
篠原 国雄	昭和51年春	勲5等瑞宝章	戸谷 春実	平成12年春	勲4等瑞宝章
柄沢 寛一	昭和51年秋	勲6等单光旭日章	高川 秀雄	平成12年秋	勲4等旭日小綬章
塩瀬 正	昭和52年春	勲5等瑞宝章	小池 例	平成13年春	勲5等双光旭日章
塚田 之安	昭和52年秋	勲5等瑞宝章	金井 六郎	平成13年秋	勲5等双光旭日章
森山 四郎	昭和52年秋	勲5等双光旭日章	山本 和男	平成14年秋	勲5等瑞宝章
広田 寛二	昭和53年春	勲4等瑞宝章	伊藤 邦広	平成18年春	旭日小綬章
市川 勘一	昭和53年秋	勲4等瑞宝章	加藤 一雄	平成19年春	旭日双光章
塚田 義彦	昭和54年春	勲5等瑞宝章	宮崎 一	平成19年秋	旭日小綬章
北沢 真佐志	昭和55年春	勲5等双光旭日章	伊藤 治通	平成20年秋	旭日小綬章
清水 忠雄	昭和57年秋	勲5等瑞宝章	青木 誠	平成21年春	旭日小綬章
芳川 一衛	昭和58年春	勲4等瑞宝章	轟 正満	平成21年秋	旭日双光章
宮沢 恵佐登	昭和59年春	勲5等双光旭日章	平瀬 忠義	平成22年春	旭日双光章
小山 貞雄	昭和59年秋	勲4等旭日小綬章	田中 健	平成23年春	旭日双光章
高見沢 正義	昭和63年春	勲4等瑞宝章	滝沢 勇助	平成23年秋	旭日双光章
北村 正市	平成元年春	勲4等瑞宝章	小山 岑晴	平成24年春	旭日小綬章
小林 美信	平成2年春	勲5等双光旭日章	内山 國男	平成25年秋	旭日小綬章
中島 邦雄	平成4年秋	勲4等旭日小綬章	宮寄 利幸	平成27年春	旭日双光章
柳沢 善一郎	平成5年春	勲4等瑞宝章	柘津 栄喜	平成28年秋	旭日双光章
中沢 正美	平成7年春	勲5等双光旭日章	寺澤 和男	平成29年春	旭日双光章
村田 武	平成8年春	勲4等瑞宝章	藤沢 敏明	令和元年秋	旭日小綬章
山岸 勉	平成9年春	勲5等双光旭日章	岡田 莊史	令和2年秋	旭日小綬章
今井 良雄	平成9年秋	勲4等瑞宝章	小林 治晴	令和3年春	旭日双光章

(2) 褒 章

氏 名	授章年月日	褒 章 名	氏 名	授章年月日	褒 章 名
市川 勘一	昭和36年11月20日	紺綬褒章	戸谷 春実	昭和61年4月29日	藍綬褒章(産業功労)
北村 正市	昭和37年9月12日	紺綬褒章	横田 友治郎	昭和61年11月3日	藍綬褒章
小山 貞雄	昭和48年10月17日	藍綬褒章	松木 茂盛	平成13年4月29日	藍綬褒章
北村 正市	昭和51年11月4日	藍綬褒章	宮崎 一	平成13年11月3日	藍綬褒章
安藤 利公	昭和53年9月30日	紺綬褒章	藤沢 敏明	平成17年4月29日	藍綬褒章
笠原 隆一	昭和59年11月4日	藍綬褒章			
(平成4年、名を「十兵衛」と変更)					

(3) 高齢者叙勲

氏名	授章年月日	叙勲名
佐藤隆男	平成25年10月29日	旭日単光章
和田伴義	平成28年5月1日	旭日単光章
酒井美明	平成30年8月1日	旭日単光章

(4) 死亡叙勲（叙位）

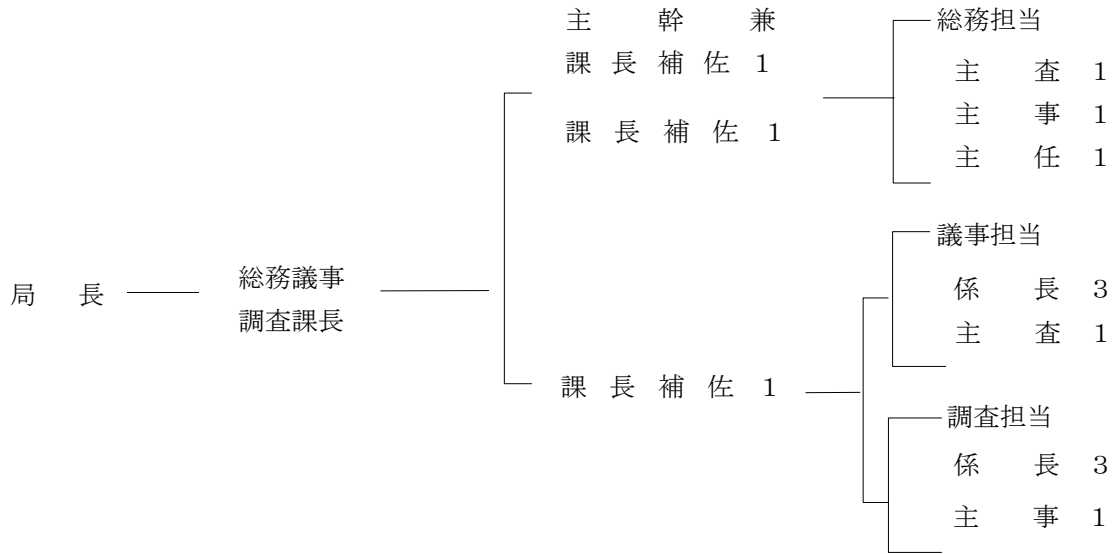
氏名	授章年月日	叙位叙勲名	氏名	授章年月日	叙位叙勲名
宮崎善平	昭和49年10月18日	勲6等単光旭日章	齊藤清重	平成16年10月16日	旭日単光章
滝沢弘之	昭和49年12月20日	勲6等単光旭日章	村田武	平成17年5月31日	従5位
湯本栄久	昭和51年5月31日	従6位勲5等瑞宝章	丸山寛人	平成17年8月15日	旭日単光章
岡村半六	昭和56年11月2日	勲6等単光旭日章	吉田基美	平成17年10月13日	旭日単光章
塚田之安	昭和57年2月2日	従6位	笠原十兵衛	平成18年4月10日	従5位
広田寛二	昭和60年9月5日	従6位	金井六郎	平成18年9月22日	正6位
安藤利公	昭和63年5月9日	勲6等単光旭日章	竹内平一郎	平成19年1月3日	旭日単光章
北沢恵三郎	昭和63年5月15日	従6位	柳沢健郎	平成19年1月4日	旭日単光章
横田友治郎	平成元年1月12日	従5位勲4等瑞宝章	高見澤正義	平成20年3月3日	正6位
小山貞雄	平成2年5月28日	従5位	北村正市	平成20年6月7日	従5位
小林美信	平成2年11月16日	正6位	戸谷春実	平成20年10月15日	従5位
轟庄七	平成3年7月10日	勲6等単光旭日章	小山豊	平成22年6月26日	旭日単光章
宮沢恵佐登	平成4年8月9日	正6位	今井良雄	平成22年12月12日	従5位
塚田義彦	平成6年9月28日	従6位	傳田勝久	平成23年7月18日	正6位
芳川一衛	平成8年1月3日	従5位	高川秀雄	平成24年3月2日	従5位
塩瀬正	平成8年1月16日	従6位	小池例	平成24年10月8日	正6位
柳沢善一郎	平成8年2月23日	従5位	加藤吉郎	平成25年1月29日	旭日単光章
森山四郎	平成8年5月17日	従6位	中澤正美	平成25年9月6日	正6位
西村弘夫	平成9年1月5日	勲6等単光旭日章	甲田孝雄	平成26年7月27日	従6位旭日双光章
藤倉武	平成10年1月12日	勲6等単光旭日章	若林清美	平成26年12月20日	旭日単光章
田尻善朝	平成10年9月16日	勲5等瑞宝章	宮寄利幸	平成27年8月29日	正6位
樽田信夫	平成11年2月13日	正6位	宮崎一	平成29年3月6日	従5位
清水忠雄	平成11年8月25日	従6位	小林義和	平成29年3月31日	従6位旭日双光章
高野久夫	平成12年1月20日	勲6等単光旭日章	小山章夫	平成29年8月16日	従5位
山岸勉	平成12年3月28日	正6位	山本和男	令和元年9月27日	従6位
中島邦雄	平成12年10月24日	従5位	田中健	令和元年11月22日	従6位
鈴木茂林雄	平成13年12月4日	従6位勲5等瑞宝章	寺澤和男	令和2年7月5日	従6位
渡辺久夫	平成14年10月22日	勲6等単光旭日章	小山岑晴	令和4年2月9日	従5位
市川昇	平成16年3月27日	正6位旭日双光章	滝沢勇助	令和5年1月30日	従6位

(5) その他

氏名	授章年月日	褒章名	備考
小山貞雄	昭和61年10月20日	自治大臣感謝状	35年勤続（61年創設1号）
中島邦雄	昭和61年10月20日	自治大臣感謝状	35年勤続（61年創設1号）
笠原十兵衛	平成6年10月14日	自治大臣感謝状	35年勤続
小山章夫	平成10年11月4日	自治大臣感謝状	35年勤続
松木茂盛	平成14年10月15日	総務大臣感謝状	35年勤続

VI 議会事務局

1 機構



現員数16人（R 5. 4. 1 現在） ※職員の定数は、長野市職員定数条例の定めによる。

2 事務分掌

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 公印の管守に関する事。 (2) 秘書に関する事。 (3) 議員の身分、議員報酬、費用弁償等に関する事。 (4) 職員の人事及び諸給与に関する事。 (5) 議長会及び議員共済に関する事。 (6) 儀式及び交際に関する事。 (7) 予算に関する事。 (8) 政務活動費に関する事。 (9) 視察に関する事。 (10) 議会関係各室の管理に関する事。 (11) 文書の処理、編さん及び保存に関する事。 (12) 行政情報の公開及び個人情報の保護に関する事。 (13) 物品の保管に関する事。 (14) 議会用自動車の運行に関する事。 (15) 本会議、委員会及び協議会に関する事。 (16) 議事日程に関する事。 (17) 議員の出欠席に関する事。 (18) 議会において行う選挙並びに公聴会及び参考人に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (19) 議案、請願書、陳情書等の受理及び取扱いに関する事。 (20) 会議録の作成及び保存に関する事。 (21) 議決事項の処理に関する事。 (22) 議場及び委員会室の警備に関する事。 (23) 議会の傍聴に関する事。 (24) 議決証明及び会議録の謄抄本に関する事。 (25) 市政一般の調査及び研究に関する事。 (26) 各種情報資料の収集に関する事。 (27) 議会、委員会等から命ぜられた事項の調査、研究及び統計に関する事。 (28) 議会図書室に関する事。 (29) 照会及び回答に関する事。 (30) 議会の広報に関する事。 (31) 市政概要等の作成に関する事。 (32) その他議事に関する事。 |
|---|--|

3 図書室

地方自治法第100条第19項の規定に基づき、主として法規集等の図書を備え、議員の利用に供している。

(1) 蔵書数 (R5.4.1現在)

(単位：冊)

分類	政治・法律	議会	地方自治	財政	生活・環境	福祉	経済・労働	都市・建設	教育	総記・文学・科学・歴史	年鑑	合計
冊数	153	171	506	50	133	71	95	106	84	505	58	1,932

(2) 購読新聞・雑誌等

公報 官報、県報、広報ながの、全国市議会旬報

新聞 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、中日新聞、信濃毎日新聞、長野市民新聞、自治日報、建設タイムズ

雑誌 地方自治、信州自治、ガバナンス、日経グローバル、地方議会人、地方自治職員研修ほか

(3) その他設備等

ノートパソコン1台 (インターネット常時接続)

4 広報活動の主な取組経過

平成5年2月 議会報 (ながの市議会だより) 創刊

平成12年1月 議会ホームページ開設 (議員情報、市議会の概要、会議録などを掲載)

平成14年6月 本会議録をインターネットで公開

平成15年6月 ホームページに一般質問項目及び質問者氏名を掲載

平成16年5月 ホームページに議会報 (ながの市議会だより) を掲載

平成20年11月 議会報 (ながの市議会だより) に質問者氏名及び会派名を掲載

平成22年9月 ホームページに委員長報告、委員会開催日程、可決された意見書等を掲載

平成22年11月 議会報 (ながの市議会だより) に次期定例会日程素案を掲載

平成26年3月 ツイッターで本会議情報開催情報を発信

平成28年3月 ホームページに議案に対する賛否の結果を掲載

平成28年5月 スマートフォン用無料アプリを利用して議会報 (ながの市議会だより) を配信

平成28年6月 ツイッターで委員会開催情報を発信

平成30年6月 YouTube で委員会録画中継 (常任委員会のみ) を配信

令和4年2月 公式LINEに議会報を掲載

5 議会発行の刊行物 (令和5年度)

名称	発行時期	発行部数	予算額 (当初予算)	様式
市政概要	10月 (議員改選期11月)	タブレット端末の導入に伴い、 ペーパーレス化	—	A4判
議会概要	4月 (随時更新)	60部	—	A4判
ながの市議会だより	年4回 (5・8・11・2月)	1回 159,300部 点字版 1回40部 音声版 1回30部	16,839千円	A4判

備考 議員改選期のながの市議会だより発行時期は5・8・12・2月の年4回。

6 会議録等

名 称	発行回数	1回当たり発行部数	予算額 (当初予算)	様 式
会 議 録	定 例 会 臨 時 会 全 員 協 議 会	定 例 会 85部 全 員 協 議 会 50部	3,980千円	A4判
委 員 会 記 録	常 任 委 員 会 議 会 運 営 委 員 会 特 別 委 員 会 決 算 特 別 委 員 会	5部	4,312千円	A4判
会 議 録 検 索 シ ス テ ム	定 例 会 臨 時 会 委 員 会	—	2,579千円	インター ネット

7 会議録検索システム

(1) 会議録検索システム

本会議録検索システムの導入：平成5年度

本会議録データ：昭和63年～

(2) 委員会会議録検索システム

委員会会議録検索システムの導入：平成25年度

委員会会議録データ：平成25年2月19日～

8 本会議等の中継

(1) 長野ケーブルテレビによる中継

INC長野ケーブルテレビの企画で、市政を紹介する「長野市政チャンネル」の番組の一つとして、平成7年6月から本会議中継を開始した。

(2) 市議会ホームページによる中継

平成17年9月から市政をインターネットで提供する「インターネット市政放送」の一つとして、本会議の生中継及び録画放送を行う。

※撮影・編集・配信方法は、放映会社が、議場設置のカメラ3台（1台は傍聴席の後方から演台、もう2台は議長席後方から質問席・議員席）で撮影して放映している。（ケーブルテレビの映像と同じ）

ケーブルテレビの映像を放映会社にてストリーミング、エンコードの作業をする。市はホームページのパナーとリンクを貼る。

録画については、アーカイブとして放映会社にて蓄積し、市はそのアーカイブとホームページのパナーとリンクさせる。

(3) 動画共有サイト（ユーチューブ）による中継

平成30年3月から議会活性化の一環として、常任委員会の録画中継を試行し、6月から本格稼働した。

※撮影・編集・配信方法は、委員会室後方のビデオカメラで撮影したものを事務局職員が編集し、インターネット上の動画共有サイト（ユーチューブ）にアップしている。

Ⅶ 視察・調査状況

1 委員会視察状況 (令和4年度)

委員会別		期間	視 察 目 的	視 察 地	
常 任 委 員 会	総 務	令和4年 5月 (中止)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、他市への視察を中止とした。(R4.1.31議会運営委員会決定)		
	福祉環境				
	経済文教				
	建設企業	令和4年 9月22日	・市町議会水道事業関連常任委員会合同勉強会 ※	千 曲 市	
特 別 委 員 会	災害対策等 調査研究	令和5年 1月24日 ～ 1月25日	・過去の災害と災害からの復興について等	三 条 市	
			・近年の災害と流域治水等の取組について等	見 附 市	
	観光戦略 調査研究	令和5年 1月24日 ～ 1月26日	・交流の産業化を支える景観まちづくりについて等	長 崎 市	
			・知多半島観光圏協議会について等	半 田 市	
	公共交通対 策調査研究	令和5年 1月24日 ～ 1月25日	・菱野団地住民バスの取組等について	瀬 戸 市	
			・栃木県ABCプロジェクトについて	栃 木 県	
	水道事業広 域化調査研 究	令和5年 1月18日 ～ 1月20日	・水道事業広域化について	大 阪 府 県	
			・水道事業広域化不参加について	奈 良 市	
	議会運営委員会		令和5年 2月6日 ～ 2月8日	・地方議会DXの実証実験について等	宮 崎 市
				・政策討論会について等	岸 和 田 市
			・議会報告会について等	彦 根 市	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内の東北信地域の市町村に限り視察を実施することとした。

(R3.12.17議会運営委員会決定)

2 他市等からの視察来市状況 (令和4年度)

月	視 察 来 市 名 簿 () 内は人数	件数	人数
4月		0	0
5月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、他市からの視察の受入れを中止とした。 (R4. 1. 31及びR4. 6. 16議会運営委員会決定)	0	0
6月		0	0
7月		1	10
8月	宮崎県 (5)	1	5
9月		0	0
10月	益田市 (3) 印西市 (10) 八千代市 (7) 中津川市 (9) 鹿児島市 (2) 福井市 (10) みよし市 (6) 大崎市 (9) 八戸市 (13) 枚方市 (2) 小川町 (10)	11	81
11月	山梨県 (27) 守口市 (7) 霧島市 (10) 稚内市 (3) 春日部市 (9) 東根市 (7) 宮崎 市 (14) 三条市 (8) 日田市 (16) 内灘町 (7)	11	108
12月	滋賀県 (1)	1	1
1月		0	0
2月	北上市 (9) 上市町 (7)	2	16
3月		0	0
合 計		27	221

3 文書等による他市等からの調査依頼件数 (令和4年度) (単位: 件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	23	17	14	24	35	18	25	18	16	22	14	6	232

Ⅷ 議会の改革・活性化

1 議会基本条例・政治倫理条例の検討の経過

回	年月日	協議事項等	決定の内容等
	平成20年9月22日	・議会基本条例検討特別委員会を設置	・調査事項 議員の倫理規定を含む議会基本条例について検討を行う。 ・委員の定数 11人
1	平成20年9月22日	・正副委員長の互選	・委員長に小山岑晴委員を、副委員長に布目裕喜雄委員を互選
2	平成20年10月31日	・他団体の議会基本条例及び議員政治倫理条例の制定状況等について ・今後の進め方について	・議会基本条例及び議員政治倫理条例を制定する。 ・先に議員政治倫理条例を検討する。
3	平成20年11月25日	・議員政治倫理条例について ・行政視察について	
4	平成20年12月22日	・議員政治倫理条例について (条例に規定すべき内容について) ・大分市議会基本条例の概要について	
	平成21年1月26日 ～ 平成21年1月28日	・郡山市議会、三重県議会及び伊賀市議会行政視察	・議会運営委員会との合同行政視察 ・三重県議会及び伊賀市議会は、議会基本条例を中心に視察
5	平成21年1月30日	・議員政治倫理条例について (条例に規定すべき内容について)	
6	平成21年2月13日	・議員政治倫理条例について (条例に規定すべき内容について)	
7	平成21年2月18日	・議員政治倫理条例について (条例に規定すべき内容について)	・規定すべき内容を決定 ・(案)の作成は、正副委員長に一任する。
8	平成21年3月9日	・長野市議会議員の政治倫理に関する条例(案)及び同条例施行規程(案)について	・条例(案)及び施行規程(案)を決定
	平成21年3月24日	・市議会議員を対象に長野市議会議員の政治倫理に関する条例(案)等説明会開催	
9	平成21年4月9日	・説明会における意見とこれに対する考え方について ・議会基本条例について	
10	平成21年4月23日	・議会基本条例について (全国の制定例について)	
11	平成21年5月7日	・議会基本条例について (基本理念及び基本方針について)	
12	平成21年5月29日	・議会基本条例について (基本方針に対応する項目別の規定事項について)	
13	平成21年6月5日	・議会基本条例について (基本方針に対応する項目別の規定事項について)	

～ 次ページへ続く ～

回	年月日	協議事項等	決定の内容等
	平成21年6月26日	・6月市議会定例会において、長野市議会議員の政治倫理に関する条例（案）可決	・議会基本条例検討特別委員会から提出 ・賛成多数で可決
14	平成21年6月29日	・議会基本条例について （骨子素案について）	
	平成21年6月30日	・長野市議会議員の政治倫理に関する条例公布 ・長野市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程告示	・平成21年6月30日長野市条例第33号 ・平成21年6月30日長野市議会告示第1号
15	平成21年7月13日	・議会基本条例について （骨子素案について）	
16	平成21年7月22日	・長野市議会基本条例（案）要綱について	・前文の一部を正副委員長に一任した上、条例（案）要綱を決定
	平成21年7月31日	・市議会議員を対象に長野市議会基本条例（案）要綱説明会開催	
	平成21年8月3日 ～ 平成21年8月21日	・長野市議会基本条例（案）要綱に対する議員、市民及び執行機関側の意見募集	・4件（延べ7件）受付
17	平成21年8月26日	・長野市議会基本条例（案）要綱に対する意見等及び意見等に対する考え方について ・長野市議会基本条例（案）について	・意見等に基づき一部修正
18	平成21年9月8日	・長野市議会基本条例（案）について	・条例（案）を決定 ・条例（案）の9月定例会提出を決定
	平成21年9月8日	・市議会議員を対象に長野市議会基本条例（案）説明会開催	
	平成21年9月18日	・平成21年9月長野市議会定例会で長野市議会基本条例（案）可決	・議会基本条例検討特別委員会から提出 ・賛成多数で可決
	平成21年9月25日	・長野市議会基本条例公布	・平成21年9月25日長野市条例第40号

2 長野市議会基本条例の概要（平成21年9月25日施行）

前文

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務活動費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 目的

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長等との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条 基本理念

市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す。

第3条 基本方針

基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行う。

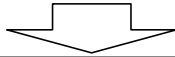
議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。

議会改革を継続的に推進すること。



第2章 議員の責務及び活動原則

第4条 議員の責務及び活動原則

- 1 市政全般の課題・市民の意思の的確な把握と市民全体の福祉の向上を目指す活動
- 2 自らの資質の向上
- 3 議会活動についての市民に対する説明
- 4 議員間の討議の尊重

第5条 会派

- 1 会派の結成
- 2 会派の構成と活動
- 3 会派間の調整と合意形成

第3章 議会運営の原則

第6条 議会運営の原則

- 1 円滑かつ効率的な議会運営
- 2 市民に開かれた議会運営
- 3 正副議長の選出経過の透明化
- 4 議長の中立公正な職務遂行及び民主的・効率的な議会運営

第7条 委員会

- 1 常任委員会の機動的な開催等
- 2 特別委員会の柔軟な設置等
- 3 委員会の資料等の積極的な公表と分かりやすい議論
- 4 地域住民に関係が深く、関心の高い事案について審査・調査しようとする場合の当該地域における委員会の開催

第4章 議会の機能の強化

第8条 議会の機能の強化

政策決定・市長等の事務の執行の監視・評価及び政策立案・政策提言に関する機能の強化

第9条 検討会等の設置

市政の課題に関する調査のための検討会等の設置

第10条 議員間討議

- 1 委員会・検討会等における積極的な議員間の討議
- 2 議員間の討議を通じての合意形成・積極的な政策立案、政策提言等

第11条 政務活動費

- 1 政務活動費の有効な活用・積極的な調査研究
- 2 政務活動費の適正な執行・使途の説明責任
- 3 政務活動費の透明性の向上

第5章 市民との関係

第12条 市民の参画機会の充実

- 1 市民の議会活動に参画する機会の確保
- 2 公聴会・参考人制度、専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用及び市民との意見交換の場の開催等
- 3 請願の審査に当たっての提出者の意見を聴く機会

第13条 委員会等の公開等

- 1 委員会等の原則公開
- 2 傍聴者に対する資料等の提供

第14条 情報公開の推進

- 1 行政情報の公開請求への適切な対応・議案に対する議員の賛否の公表等保有情報の提供
- 2 会議録及び委員会記録の閲覧

第15条 議会広報の充実

多様な広報手段の活用

第6章 市長等との関係

第16条 市長等との関係の基本原則

- 1 市長等との緊張関係の保持・事務の執行の監視及び評価
- 2 一般質問における一括質問一括答弁方式と一問一答方式との選択制
- 3 市長等及びその補助機関である職員、議員の質疑・質問に対する趣旨確認等のための質問

第17条 重要な政策等の監視及び評価

- 1 市長が提案する重要な政策等についての説明の請求
- 2 重要な政策等の提案を受けたときの審議

第18条 予算・決算審議における説明

予算又は決算の審議に当たっての説明資料の作成の請求

第19条 法第96条第2項の議決事件

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件

第7章 議会改革の推進

第20条 議会改革の継続的な取組

- 1 継続的な議会改革の取組
- 2 会議規則、委員会条例、申合せ事項等の継続的な見直し

第9章 議会事務局及び議会図書室

第22条 議会事務局の強化

議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化及び組織体制の整備

第23条 議会図書室

議会図書室の適正な管理運営・図書、資料等の充実

第8章 議員の政治倫理

第21条 議員の政治倫理

政治倫理の向上と確立の努め

第10章 補則

第24条 他の条例等との関係

議会に関する他の条例等を制定改廃する場合の、この条例との整合

第25条 議会及び議員の責務

- 1 この条例及び議会に関する他の条例、規則等の遵守等
- 2 この条例の理念を浸透させるための、一般選挙を経た任期開始後速やかな研修

附則

第2項 検討

この条例の検討及びその結果に基づく所要の措置

施行期日

公布の日から施行する。

3 議会基本条例制定前の主な活性化項目

番号	項目	内 容	実施時期
(1)	意見聴取会の実施	重要課題を有する地域に対して委員会による意見聴取会を開催する。	必要の都度開催
(2)	特別委員会の在り方・活性化	特別委員会の果たすべき役割・重要性に鑑み、年度ごとに調査項目を絞り、審議内容を明確化した上で集中審議を行う。1年を限度に政策を立案し、その成果について議会で提案・報告を行う。また、会議・研修は臨機応変・積極的にを行う。	
(3)	行政視察旅費	特別車両（グリーン車）は、使用しない。ただし、特別車両を使用しないことにより、行政視察の実施が困難になる場合は、この限りでない。	平成21年度から
(4)	費用弁償	距離区分に応じた日額から住居と市役所との距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た実費相当額に改める。	平成21年1月1日から ^(注1)
(5)	政務活動費の交付額 ^(注7)	1人月額8万5,000円とする。	平成21年度から ^(注2)
(6)	政務活動費の支出基準 ^(注7)	旅費（市内） 〈自家用車〉1キロメートル当たり37円とする。	平成20年5月1日から ^(注3)
		〈タクシー・運転代行の利用〉 政務活動費の支出に該当する会合で、やむを得ない場合のみ利用できることとする。	
		旅費（市外） 〈鉄道賃〉 特別車両（グリーン車）は、やむを得ない場合のみ利用することができることとする。	平成20年10月1日から ^(注4)
		〈宿泊料〉 長野市職員等の旅費支給条例に規定する額の範囲内で実費とし、領収書を添付することとする。	
		〈自家用車〉1キロメートル当たり37円とする。	平成20年5月1日から ^(注3)
(7)	政務活動費収支報告書の公表等 ^(注7)	平成19年度下半期分の収支報告書から市議会ホームページに掲載する。 平成17年度分以降の収支報告書及び領収書等の閲覧については、情報公開請求手続は要しないこととする。	平成21年1月1日から
(8)	議員研修会・勉強会の開催	テーマを決め計画的に研修を実施していく。	必要の都度開催
(9)	地方自治法の一部改正に伴う議会活動の範囲の明確化に関する事項 ^(注5)	議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を会議規則に位置付ける。 協議等の場として会議規則に定めるものの全部を費用弁償の支給の対象とする。	平成21年1月1日から
(10)	一般質問における方式の変更	一般質問のうち個人質問において、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制を導入する。 代表質問の1人の質問時間を45分以内から40分以内とし、おおむね答弁時間を含めて2時間以内を目標とする。 一般質問の再質問及び関連質問の回数制限をなくす。再質問及び関連質問は、すべて質問席において行うものとする。なお、一問一答方式を選択した場合は、初めに演壇で挨拶又は質問を行い、その後質問席に移り質問、再質問を行う。	平成21年12月定例会から本格実施 ^(注6) ー平成20年9月定例会から試行しその後逐次修正ー

～ 次ページへ続く ～

番号	項目	内 容	実施時期
(11)	議会報（ながの市議会だより）への一般質問掲載内容等の変更	市議会定例会での一般質問の概要について、掲載をする「市政に関する質問の要旨」のコーナーにおいて、質問議員ごとに、会派名・氏名を記して、質問順に質問時間に比例した行数で、本人執筆を原則に掲載する（従来は、市政の分野別に質問議員名等を記載せずに掲載）。	平成21年9月定例会号から本格実施 —平成20年9月定例会号から試行—

（注1）平成20年12月定例会で長野市職員等の旅費支給条例の一部を改正

（注2）平成20年12月定例会で市長提出の長野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）を修正可決

（注3）平成20年5月26日の議会運営委員会で政務調査費等検討委員会の中間答申に基づき政務調査費使途基準運用指針を改定し、同年5月1日から適用

（注4）平成20年8月27日の議会運営委員会で政務調査費等検討委員会の第2次中間答申に基づき政務調査費使途基準運用指針を改定し、同年10月1日から適用

（注5）地方自治法の一部改正に伴い、活性化項目の関連として協議。平成20年12月定例会で長野市議会会議規則の一部改正及び長野市職員等の旅費支給条例の一部改正により決定

（注6）平成21年11月25日の議会運営委員会で一問一答方式等の平成21年12月定例会からの本格実施に向け、必要な申合せの変更を決定し、平成21年12月定例会において長野市議会会議規則の一部を改正

（注7）地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称が政務活動費に変更（平成25年3月1日）

4 議会基本条例制定以後の活性化に関する動き（令和5年4月1日現在）

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等 ※1
1	平成21年9月18日	・平成21年9月長野市議会定例会で長野市議会基本条例（案）可決	
2	平成21年9月25日	・長野市議会基本条例公布	
3	平成21年10月1日	・平成20年度決算認定案に係る決算特別委員会の審査に当たり、主な支出済額を記載した資料の提出を求める（以降提出）	【予算・決算審議における説明】第18条
4	平成21年11月25日	・平成21年12月定例会から一般質問のうち個人質問における一括質問一括答弁方式と一問一答方式との選択制の導入等を行うに当たっての申合せを変更（試行は平成20年9月定例会から実施）	【基本方針】第3条第1号 【市長等との関係の基本原則】第16条第2項
5	平成21年12月8日	・商店街活性化条例検討委員会が8人の議員により発足	【基本方針】第3条第4号 【検討会等の設置】第9条
6	平成22年3月10日	・商店街活性化条例検討委員会に所属の議員7人から提出の長野市商店街の活性化に関する条例（案）が上程され同年3月24日賛成多数で可決	【基本方針】第3条第4号 【議員間討議】第10条第1項・第2項
7	平成22年3月23日	・議会図書室にインターネット接続が可能なパソコンを設置	【議会図書室】第23条
8	平成22年3月24日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会を設置	【委員会】第7条第2項
9	平成22年3月24日	・子育て子育て検討会に所属の議員8人から提出の長野市次世代育成行動計画（後期行動計画）に関する決議（案）が上程され同日全員賛成で可決	【基本方針】第3条第4号 【議員間討議】第10条第1項・第2項
10	平成22年5月1日	・ながの市議会だより70号（平成22年2月臨時会及び3月定例会号）から、提出された議案・請願の賛否について、案件・会派（無所属の場合は議員）ごとの掲載を始めた（従来は、会派の対応は掲載せず、「原案可決」「採択」等の表現で議決の状況のみを掲載）。（以降継続掲載）	【基本方針】第3条第1号 【情報公開の推進】第14条第1号 【議会広報の充実】第15条
11	平成22年8月1日	・ながの市議会だより71号に9月定例会開会日を掲載	【基本方針】第3条第1号 【議会広報の充実】第15条
12	平成22年9月10日	・産業振興対策特別委員会が観光振興施策に係る提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第3条第4号
13	平成22年9月21日	・副議長選挙に当たり、副議長を志す議員による所信表明会を公開で開催（平成15年度決定の実施要項に基づき実施）	【議会運営の原則】第6条第3項

～ 次ページへ続く ～

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等
14	平成22年9月22日	・市議会ホームページに委員長報告・委員会決定報告書、可決された意見書、委員会開催日程等を掲載	【情報公開の推進】第14条第1号 【議会広報の充実】第15条
15	平成22年10月20日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会に委員外議員として無所属3議員を招致	【議員間討議】第10条第1項
16	平成22年10月22日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が委員会で意見集約した結果を市長宛に書面提出	【基本方針】第3条第4号
17	平成22年11月1日	・ながの市議会だより72号に12月定例会日程素案を掲載（以降継続掲載）	【議会広報の充実】第15条
18	平成22年12月2日	・12月市議会定例会初日に本会議において、市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第7条第2項
19	平成22年12月13日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会に委員外議員として無所属3議員を招致	【議員間討議】第10条第1項
20	平成22年12月17日	・議会運営委員会において、政務活動費（旧政務調査費）における管内視察のタクシー及びバスの借上げについて、合理的な理由がある場合に限り認めることを定めた、政務活動費運用指針（旧政務調査費使途基準運用指針）改定案を承認	【政務活動費】第11条第1項
21	平成22年12月20日	・12月市議会定例会最終日の本会議において、公共交通対策特別委員会委員長並びに市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第7条第2項
22	平成22年12月20日	・公共交通対策特別委員会委員長が長野電鉄屋代線に関する要望書を長野電鉄活性化協議会会長（副市長）宛に提出	【基本方針】第3条第4号
23	平成23年1月21日	・公共交通対策特別委員会委員長が委員会で集約した要望書を市長及び長野電鉄活性化協議会会長（副市長）宛に提出	【基本方針】第3条第4号
24	平成23年2月18日	・公共交通対策特別委員会が長野商工会議所松代支所会議室で委員会を開催（松代地区住民自治協議会4名及び若穂地区住民自治協議会4名を参考人招致）	【基本方針】第3条第2号 【委員会】第7条第4項
25	平成23年2月23日	・公共交通対策特別委員会委員長が委員会で集約した要望書を市長及び長野電鉄活性化協議会会長（副市長）宛に再度提出	【基本方針】第3条第4号

～ 次ページへ続く ～

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等
26	平成23年2月25日	・3月市議会定例会初日の本会議において、公共交通対策特別委員会委員長並びに市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第7条第2項
27	平成23年7月13日	・まちづくり対策特別委員会が勤労者女性会館しなのきで委員会を開催（権堂地区再生計画検討委員会委員長及び同委員会専門部会長を参考人招致）	【基本方針】第3条第2号 【委員会】第7条第4項
28	平成23年7月26日	・議会運営委員会において、長野市議会委員会傍聴規則の一部改正により、委員長が必要であると認めるときは、傍聴人の定員について増員をすることができることとした。	【基本方針】第3条第1号
29	平成23年8月10日	・2会派の議員6人が「第一庁舎・長野市民会館建設計画に基づく建替えに関する住民投票条例（案）」を提出。同年8月17日賛成少数で否決	【基本方針】第3条第4号 【議員間討議】第10条第1項・第2項
30	平成23年9月28日	・市民説明会の開催	【基本方針】第3条第1号 【議員の責務及び活動原則】第4条第3項
31	平成24年3月19日	・子育て子育て検討会が6人の議員により発足	【基本方針】第3条第4号 【検討会等の設置】第9条
32	平成24年3月19日	・3月市議会定例会最終日の本会議において、産業振興対策特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第7条第2項
33	平成24年4月1日	・子育てのため議会の傍聴が困難な人に議会の傍聴をやすくするよう、平成13年4月から開始した議会傍聴時の児童一時預かりサービスを利用した場合の本人負担について、全額減免又は全額補助に拡充	【基本方針】第3条第1号
34	平成24年7月1日	・議会をやさしく開かれたものとするため、聴覚に障害のある方に対し、本会議傍聴時の手話通訳及び要約筆記サービスを開始（平成24年6月定例会で試行し、同年9月定例会から本格実施）	【基本方針】第3条第1号
35	平成24年11月1日	・市議会ホームページに議会概要を掲載※2	【基本方針】第3条第1号 【議会広報の充実】第15条
36	平成24年11月30日	・傍聴者に提供する陳情文書表、請願文書表、請願処理結果報告書、委員会付託表、議会提出議案、委員会決定報告書、委員長報告等の資料の充実（平成24年12月定例会から実施）※2	【基本方針】第3条第1号 【委員会】第7条第3項 【委員会等の公開等】第13条第2項
37	平成24年12月18日	・市議会ホームページに採択された請願の全文を掲載（平成24年12月定例会から実施）※2	【基本方針】第3条第1号 【情報公開の推進】第14条第1項

～ 次ページへ続く ～

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等
38	平成25年2月1日	・市議会ホームページに行政視察報告書を掲載 (平成24年11月以降の行政視察から実施) ※2	【基本方針】第3条第1号 【議員の責務及び活動原則】第4条第3項
39	平成25年3月25日	・3月市議会定例会最終日の本会議において、 まちづくり対策特別委員会委員長が中間報告 を実施	【委員会】第7条第2項
40	平成25年3月25日	・3月市議会定例会最終日の本会議において、 市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特 別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第7条第2項
41	平成25年5月10日	・議会報告会の開催 ※3	【基本方針】第3条第1号 【議員の責務及び活動原則】第4条第3項
42	平成25年5月28日	・農業振興条例検討委員会が10人の議員により 発足	【基本方針】第3条第4号 【検討会等の設置】第9条
43	平成25年7月5日	・市議会ホームページに委員会記録を公開(平 成25年3月定例会以降に開催する全委員会 で実施) ※2	【基本方針】第3条第1号 【情報公開の推進】第14条第2項
44	平成25年9月13日	・観光戦略特別委員会が新幹線の金沢延伸を見 据えた観光戦略に関する提言書を作成し理事 者に提出	【基本方針】第3条第4号
45	平成26年2月28日 から3月14日まで	・農業振興に関する市民アンケート調査を実施 (3月31日に報告書を作成)	【基本方針】第3条第2号 【委員会】第7条第2項 【市民の参画機会の充実】第12条第1項
46	平成26年3月25日	・3月市議会定例会最終日の本会議において、 新幹線延伸対策特別委員会委員長が中間報告 を実施	【委員会】第7条第2項
47	平成26年5月10日	・第2回議会報告会の開催 ※3	【基本方針】第3条第1号 【議員の責務及び活動原則】第4条第3項
48	平成26年6月13日	・農林業振興対策特別委員会において、農業振 興条例の骨子案を作成するため、小委員会を 設置	【議員間討議】第10条第1項・第2項
49	平成26年8月25日	・子育て・子育て対策特別委員会が子育て・子 育て施策及び同施策の推進体制に関する提言 書を作成し理事者に提出	【基本方針】第3条第4号
50	平成26年9月12日	・新幹線延伸対策特別委員会が新幹線金沢延伸 を控えたまちづくり、新しい観光市場への戦 略、公共交通の整備、有形無形の財産を生か したブランド化への取組を骨子とした提言書 を作成し理事者に提出	【基本方針】第3条第4号

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等
51	平成26年9月12日	・農林業振興対策特別委員会において、(仮称)長野市農業振興条例骨子案を決定	【基本方針】第3条第4号 【議会の機能の強化】第8条 【議員間討議】第10条第1項・第2項
52	平成26年9月22日	・市議会議員を対象に(仮称)長野市農業振興条例骨子案説明会開催	【議員の責務及び活動原則】第4条第4項 【議員間討議】第10条第2項
53	平成26年10月14日から11月14日まで	・(仮称)長野市農業振興条例骨子案に対する市民等の意見募集	【基本方針】第3条第2号 【市民の参画機会の充実】第12条第1項
54	平成26年12月3日	・市議会議員を対象に長野市農業振興条例(案)説明会開催	【議員の責務及び活動原則】第4条第4項 【議員間討議】第10条第2項
55	平成26年12月3日	・市議会議員、公共交通事業者、市職員を対象に地方公共交通について、国土交通省から講師を招き、講演会を実施	【議員の責務及び活動原則】第4条第2項 【委員会】第7条第2項
56	平成26年12月16日	・農林業振興対策特別委員会から提出の長野市農業振興条例(案)が上程され同日全員賛成で可決	【基本方針】第3条第4号 【議員間討議】第10条第1項・第2項
57	平成27年2月13日	・市議会議員を対象に市民にわかりやすい市議会だよりを作成するために、議会報研修会を実施	【議員の責務及び活動原則】第4条第2項 【議会広報の充実】第15条
58	平成27年5月16日	・第3回議会報告会の開催 ※3	【基本方針】第3条第1号 【議員の責務及び活動原則】第4条第3項
59	平成27年8月17日	・議会運営委員会から提出の長野市議会の議決すべき事件に関する条例(案)が上程され同日全員賛成で可決	【法第96条第2項の議決事件】第19条
60	平成28年2月25日	・傍聴者に分かりやすい議会とするために傍聴席に大型モニターを設置(2台)	【基本方針】第3条第1号
61	平成28年2月25日	・傍聴席に磁気ループ補聴システムを導入	【基本方針】第3条第1号
62	平成28年3月1日	・議案及び請願の賛否について、市民に分かりやすいものとするために採決システムを導入	【基本方針】第3条第1号
63	平成28年3月1日	・開かれた議会とするため、傍聴受付手続を簡略化(氏名及び住所の記載をやめ傍聴者証の交付のみに変更)	【基本方針】第3条第1号 【議会運営の原則】第6条第2項
64	平成28年4月25日	・総合計画等調査研究特別委員会が総合計画に関する提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第3条第4号
65	平成28年5月14日	・第4回議会報告会の開催 ※3	【基本方針】第3条第1号 【議員の責務及び活動原則】第4条第3項
66	平成28年12月19日	・議会活性化検討委員会2016が12人の議員により発足	【基本方針】第3条第5号 【議会改革の継続的な取組】第20条第1項

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等
67	平成29年7月20日	・長野市住民自治連絡協議会会長から「長野市議会の議員定数の適正化に向けた調査研究に関わる要望書」が議長宛に提出	【基本方針】第3条第1号 【長野市議会の議員の定数を定める条例】
68	平成29年7月23日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第3条第1号
69	平成29年10月12日 10月13日	・決算特別委員会において、インターネット中継の実証実験のための撮影を実施 ※4	【基本方針】第3条第1号 【議会運営の原則】第6条第2項 【市民との関係】第13条第1項
70	平成30年3月8日 から15日まで	・各常任委員会において、インターネット中継の実証実験のための撮影を実施し、動画共有サイトで公開 ※4	【基本方針】第3条第1号 【議会運営の原則】第6条第2項 【市民との関係】第13条第1項
71	平成30年5月12日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第3条第1号
72	平成30年6月18日 6月19日	・各常任委員会において、インターネット中継のための撮影を実施し、動画共有サイトで公開（本格稼働）	【基本方針】第3条第1号 【議会運営の原則】第6条第2項 【委員会等の公開等】第13条第1項
73	平成30年9月14日	・本市議会議員の定数の在り方について調査検討してきた結果、現在の定数は適正であると判断 ※4	【基本方針】第3条第1号 【長野市議会の議員の定数を定める条例】
74	平成30年10月1日	・会議の活性化、議員の調査能力向上、情報伝達の迅速化等を目的としたタブレット端末を議員へ配布し、研修会を開催 ※4	【議員の責務及び活動原則】第4条第2項 【議会の機能の強化】第8条
75	平成31年1月1日	・タブレット端末の本格導入	【議会の機能の強化】第8条
76	令和元年5月11日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第3条第1号
77	令和元年12月16日	・議会活性化検討委員会2019が12人の議員により発足	【基本方針】第3条第5号 【議会改革の継続的な取組】第20条第1項
78	令和2年9月11日	・決算審査の内容をこれまで以上に次年度予算に反映できるように、分科会方式による決算特別委員会の設置	【基本方針】第3条第3号 【長野市議会会議規則】第102条 【長野市議会決算特別委員会分科会運営要領】
79	令和3年7月30日	・大規模な災害が発生した場合においても議会としての役割を適正に果たすこと等を目的に、長野市議会業務継続計画（長野市議会BCP）を策定	【議会改革の継続的な取組】第20条第1項
80	令和4年5月21日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第3条第1号
81	令和4年8月22日	・議会においてハラスメントの防止に努めるため、要綱を制定	【議員の政治倫理】第21条第1項
82	令和4年9月27日	・オンラインによる方法により委員会を開催するため、議会運営委員会から提出の長野市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び長野市議会会議規則の一部を改正する規則（案）が上程され全員賛成で可決	【議会改革の継続的な取組】第20条
83	令和5年2月22日	・議員定数を39人から36人に改める、長野市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）が上程され賛成多数で可決	【長野市議会の議員の定数を定める条例】

※1 主な関連条項等は、38ページを参照

※2は、議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申に基づくもの

※3は、議会活性化検討委員会の中間答申に基づくもの

※4は、議会活性化検討委員会2016の中間答申に基づくもの

5 委員会における参考人の招致及び意見交換会の開催（令和2年1月1日～令和4年12月31日）

(1) 参考人の招致

	議案審査	請願審査	委員会の調査等	年間合計
令和2年	—	3月定例会 福祉環境委員会（2件） 経済文教委員会（1件） 9月定例会 福祉環境委員会（1件） 12月定例会 総務委員会（1件） 福祉環境委員会（2件）	—	7件
令和3年	—	3月定例会 経済文教委員会（1件） 6月定例会 総務委員会（1件） 福祉環境委員会（1件）	観光戦略調査研究特別委員会（1件） 農林業振興対策特別委員会（1件）	5件
令和4年	—	3月定例会 福祉環境委員会（1件） 経済文教委員会（1件） 12月定例会 福祉環境委員会（2件） 経済文教委員会（1件）	—	5件
主な関連 条項	議会基本条例第3条第 2号及び第12条第2項	議会基本条例第3条第2 号並びに第12条第2項及 び第3項	議会基本条例第3条第2号及び第12 条第2項	

(2) 意見交換会の開催

	件数	備考
令和2年	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・建設企業委員会（2月） ・小・中学校の在り方調査研究特別委員会（8月） ・農林業振興対策特別委員会（8月）
令和3年	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・建設企業委員会（2月） ・災害対策等調査研究特別委員会（2月） ・農林業振興対策特別委員会（2月、7月） ・総務委員会（11月）
令和4年	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業振興対策特別委員会（2月、3月、5月） ・建設企業委員会（6月） ・福祉環境委員会（6月） ・総務委員会（11月） ・経済文教委員会（12月）
主な関連条項	議会基本条例 第3条第2号、第7条第4項及び第12条第2項	

6 議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の取組

(1) 趣旨

平成23年9月の市議会議員一般選挙の執行により新たに市議会が構成されたこと、平成19年から平成22年にかけて取り組んだ前回の議会の活性化及び平成21年に制定した議会基本条例の施行から3年近くが経過したことから、議会基本条例制定後の検証を行い、本市議会を更に活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指す。

(2) 検討組織

議会基本条例制定後の検証を議会運営委員会において整理したのち、議会活性化に向けての調査及び検討を行う。検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会基本条例検証・議会活性化検討委員会とし、議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会基本条例検証・議会活性化検討委員会は、平成24年5月30日に設置され、同年6月6日に開催された第1回目以降延べ13回にわたり会議を開催し、その検討の結果を同年9月21日に議長に答申した。

(4) 審議経過

回	年月日	協議事項等
	平成24年5月30日	議会基本条例検証・議会活性化検討委員会を設置
1	平成24年6月6日	議長から諮問 正副委員長互選 協議方法及びスケジュールについて決定 会派に対して検討項目に関する意向調査を依頼
2	平成24年6月26日	検討項目に関する会派意向調査の集約結果を提示 検討項目の優先順について協議（1回）
3	平成24年7月6日	検討項目の優先順について協議（2回）
4	平成24年7月13日	検討項目の優先順について協議（3回）
5	平成24年7月20日	検討項目の整理について協議（1回） （優先的に議論する項目の選定及び実現すべき時期（短期・中期・長期）の確認）
6	平成24年7月27日	検討項目の整理について協議（2回）
7	平成24年8月3日	検討項目の整理について協議（3回）
8	平成24年8月8日	検討項目の整理について協議（4回）（保留案件の確認）

回	年月日	協議事項等
9	平成24年8月17日	優先項目についての具体策の検討（1回）
10	平成24年8月24日	優先項目についての具体策の検討（2回）
11	平成24年8月29日	優先項目についての具体策の検討（3回）
12	平成24年9月3日	答申（案）の調整
13	平成24年9月7日	答申（案）の確認
	平成24年9月21日	議長に答申

(5) 取組実績

「4 議会基本条例制定以後の動き」の※2のとおり

7 議会活性化検討委員会の取組

(1) 趣旨

平成24年9月21日の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、議会報告会の在り方、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について調査及び審議し、本市議会を更に活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指す。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会とする。検討委員会は、平成24年9月21日の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、議会報告会の在り方、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について調査及び審議を行い、議長に答申を行う。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会は、平成24年11月20日に設置され、同年11月30日の第1回検討委員会以降延べ17回にわたり会議を開催した。議会報告会の在り方について平成25年3月6日に議長に中間答申し、同年5月10日の第1回議会報告会開催後、その検証を踏まえ、議会の活性化に関する課題等について検討を重ね、その結果を同年9月11日に議長に答申した。

(4) 中間答申に至る審議経過

回	年月日	協議事項等
	平成24年11月20日	議会活性化検討委員会を設置
1	平成24年11月30日	議長から諮問 正副委員長互選 協議方法及びスケジュールについて決定 会派に対して議会報告会の実施に関する検討事項調査を依頼
2	平成25年1月9日	議会報告会の実施に関する検討事項調査の集約結果を提示 検討事項のうち主に開催日時、会場及び会議次第について協議
3	平成25年1月18日	検討事項のうち主に開催日時、会場及び会議次第について協議
4	平成25年1月29日	検討事項のうち主に会議次第、配布資料及び実施運営組織について協議
5	平成25年2月7日	検討事項のうち主に実施運営組織、会議次第素案及び役割分担について協議
6	平成25年2月19日	中間答申（案）の調整
7	平成25年3月4日	中間答申（案）の確認
	平成25年3月6日	議長に中間答申

(5) 中間答申以降の審議経過

回	年月日	協議事項等
8	平成25年6月11日	議会報告会の在り方及び議会報告会以外の諮問案件の検討スケジュールについて協議 会派に対して議会報告会の実施に関する検討事項及び議会報告会以外の諮問案件に関する検討事項の調査を依頼
9	平成25年6月25日	第1回議会報告会の結果のとりまとめ、報告 議会報告会の実施に関する検討事項調査の集約結果を提示
10	平成25年7月12日	議会報告会の在り方のうち主に開催時間、周知方法、報告方法及び結果の取りまとめについて協議
11	平成25年7月18日	議会報告会の在り方のうち主に会場、報告内容・配布資料及び質疑・意見聴取の在り方について協議 議会報告会以外の検討事項調査の集約結果を提示
12	平成25年7月29日	議会報告会の在り方のうち主に運営（実施）主体、開催時期について協議 議会の活性化を継続して推進するための体制について協議
13	平成25年8月7日	議会報告会の在り方についての合意事項の確認 議会報告会以外の検討事項のうち、優先的に実現を目指す項目の取扱いについて協議
14	平成25年8月19日	議会報告会以外の検討事項のうち、今後の検討課題とする項目の取扱いについて協議
15	平成25年8月27日	議会報告会以外の検討事項のうち、今後の検討課題とする項目の取扱いについて協議
16	平成25年9月2日	答申（案）の調整
17	平成25年9月10日	答申（案）の確認
	平成25年9月11日	議長に答申

(6) 取組実績

「4 議会基本条例制定以後の動き」の※3のとおり

8 議会活性化検討委員会2016の取組

(1) 趣旨

議会の活性化については、平成24年から平成25年にかけて開催された議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申を踏まえ、議会報告会の開催、委員会記録のホームページ公開等を順次行ってきたが、答申の中で検討に至らなかった課題の検討、時代の変化に応じた議会活性化を継続していくため、平成28年12月19日に議長から諮問された。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会2016とする。検討委員会2016は、平成25年9月11日の議会活性化検討委員会からの答申のうち、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について調査及び審議を行い、議長に答申を行う。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会は、平成28年12月16日に設置され、同年12月19日の第1回検討委員会以降24回にわたり会議を開催し、議会活性化に関する事項について令和元年8月7日に議長に答申した。

(4) 中間答申に至る審議経過

回	年月日	協議事項等
	平成28年12月16日	議会活性化検討委員会2016を設置
1	平成28年12月19日	議長から諮問 正副委員長互選 議会活性化項目の検討優先順位について協議
2	平成29年1月13日	議会報告会の開催方法、開催時期、開催回数について協議
3	平成29年2月8日	議会報告会の開催方式について協議
4	平成29年2月20日	議会報告会の論点について協議
5	平成29年2月24日	中間答申（案）の確認、タブレット端末の検討について協議
	平成29年3月1日	議長に中間答申
6	平成29年3月17日	タブレット端末の検討について協議
	平成29年4月7日	議員対象のタブレット研修会を開催
7	平成29年4月21日	タブレット端末の導入について協議
8	平成29年5月10日	タブレット端末及びグループウェアの導入と費用負担について協議
9	平成29年6月1日	中間答申（案）の確認、今後の活性化検討項目について協議
	平成29年6月9日	議長に中間答申
10	平成29年7月28日	委員会のインターネット中継について協議
11	平成29年8月24日	委員会のインターネット中継について協議
12	平成29年9月7日	中間答申（案）の確認、予算・決算審査の在り方について協議
	平成29年9月13日	議長に中間答申
13	平成29年11月2日	予算・決算審査の在り方、議員定数の検討順位、委員会のインターネット中継の実証実験について協議
14	平成29年11月21日	議員定数の検討順位、委員会のインターネット中継について協議
15	平成29年12月15日	議員定数の検討順位、委員会のインターネット中継、予算・決算審査の在り方について協議
16	平成30年1月4日	中間答申（案）について
	平成30年1月10日	議長に中間答申
17	平成30年2月15日	議員定数、決算審査について協議
18	平成30年8月10日	議員定数について協議
19	平成30年9月13日	中間答申（案）について
	平成30年9月14日	議長に中間答申
20	平成30年12月7日	正副委員長互選 決算審査について協議
21	平成31年4月23日	調査項目について
22	令和元年5月22日	決算審査の在り方について協議
23	令和元年6月13日	決算審査の在り方について協議
24	令和元年7月23日	答申について
	令和元年8月7日	議長に答申

(5) 取組実績

「4 議会基本条例制定以後の動き」の※4のとおり

9 議会活性化検討委員会2019の取組

(1) 趣旨

議会の活性化については、長野市議会基本条例に基づき、これまで市民と議会の意見交換会の開催、常任委員会のインターネット中継の実施、タブレット端末の導入等、精力的に推進してきた。より市民に身近な議会運営を目指し、継続的に行っていくため、令和2年1月14日に議長から諮問された。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会2019とする。検討委員会2019は、令和元年8月7日の議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、長野市議会の活性化等に関する事項について調査及び審議し、議長に答申する。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会2019は、令和元年12月16日に設置され、令和2年1月14日の第1回検討委員会以降17回にわたり会議を開催している。

(4) 審議経過

回	年月日	協議事項等
	令和元年12月16日	議会活性化検討委員会2019を設置
1	令和2年1月14日	議長から諮問 正副委員長互選 委員会の確認事項、議会活性化項目について協議
2	令和2年2月7日	議会活性化項目について協議
3	令和2年2月19日	議会活性化項目について協議
4	令和2年8月11日	議会活性化項目について協議
5	令和2年9月3日	市民との対話の場の充実について協議
6	令和2年10月22日	委員長互選 市民との対話の場の充実について、決算特別委員会の振返りについて協議
7	令和2年11月18日	市民との対話の場の充実について、決算特別委員会の振返りについて協議
8	令和2年12月11日	市民との対話の場の充実について協議
9	令和2年12月24日	市民との対話の場の充実について協議
	令和3年1月20日	議長に中間答申
10	令和3年8月27日	議員定数の検証・検討について協議
11	令和3年11月24日	議員定数の検証・検討について、市民との対話の場の充実について協議
12	令和4年4月15日	議員定数の検証・検討について協議
13	令和4年5月23日	議員定数の検証・検討について協議

回	年月日	協議事項等
14	令和4年6月23日	議員定数の検証・検討について協議
15	令和4年7月27日	議員定数の検証・検討について協議
16	令和4年11月25日	議員定数の検証・検討について、市民と議会の意見交換会の振返りについて協議
17	令和4年12月15日	議員定数の検証・検討結果の報告、市民と議会の意見交換会について協議

10 議会報告会の開催

(1) 趣旨

市民に信頼される議会、より市民に身近な議会の実現に向け、情報公開と市民参画及び市民意見の把握と反映に努めるとともに、議会での議論の経過と議決に関する説明責任を果たす。

(議会基本条例検証・議会活性化検討委員会答申より)

(2) 開催実績

回	年月日	時間	場所	内容	参加市民数
1	平成25年5月10日(金)	午後6時～ 午後8時20分	長野市役所第二庁舎10階・講堂	<ul style="list-style-type: none"> 市議会の仕組み 3月定例会の概要 常任委員会の報告 特別委員会の報告 質疑応答 	78人
2	平成26年5月10日(土)	午後2時～ 午後4時5分	同上	同上	110人
3	平成27年5月16日(土)	午後2時～ 午後4時	同上	同上	70人
4	平成28年5月14日(土)	午後2時～ 午後4時3分	同上	同上	63人

11 市民と議会の意見交換会の開催

(1) 趣旨

平成28年度まで開催していた議会報告会を、平成29年3月1日の議会活性化検討委員会2016からの中間答申を受け、さらに市民の意見を取り入れて開かれた議会とするため、議会報告会の開催方法等の検討を行い、平成29年度から報告会形式を意見交換会形式へ大きく見直しを行い、名称を「市民と議会の意見交換会」として開催。令和4年度からは、オンラインでの参加を可能とし、会場での参加と併用して開催している。

(2) 開催実績

回	年月日	時間	場所	内容	参加市民数
1	平成29年7月23日(日)	午前10時～ 正午	長野市役所第二庁舎10階 講堂・会議室	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の在り方 人口減少対策 中心市街地と中山間地域のまちづくり 農業の多様な担い手の確保と育成 	49人
2	平成30年5月12日(土)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> 未来を見据えた公共施設の在り方 小中学校の在り方、小中連携教育 中心市街地活性化と公共交通 農地の有効利用と耕作放棄地対策 	56人

回	年月日	時間	場所	内容	参加市民数
3	令和元年5月11日(土)	同上	長野市役所第二庁舎10階 講堂・会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・次の世代に先送りさせないための公共施設マネジメントについて ・少子化の時代にあった小・中学校とは(学力・部活・通学区・学校統廃合) ・中心市街地活性化と公共交通について ・農林業の担い手の確保について 	57人
4	令和2年5月10日(日) (中止)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の公共施設の在り方～あなたにとっての公共施設とは～ ・小規模校における、子どもにとって望ましい教育環境の在り方とは ・中心市街地活性化と公共交通について ・復興から持続可能な農林業を目指して 	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
5	令和3年5月15日(土) (中止)	午前10時～ 午後3時30分	長野市役所第一庁舎7階 第一、第二委員会室 長野市役所第二庁舎10階 講堂	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通について～あなたが利用できる公共交通とは～ ・持続可能な農林業を目指して～人・農地プランの充実について～ ・今、災害から自分たちの命を守るためには～みんなで考えよう 適切な避難～ ・望ましい教育環境とは～学校規模の観点から～ 	同上
6	令和4年5月21日(土)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な農林業を目指して～農業の持つ魅力について・林産業を活性化して長野市の森を守る～ ・災害から自分たちの命を守るために～適切な避難を考えよう～ ・善光寺御開帳後の観光誘客の取組とスポーツコンベンションの推進について ・公共交通について～あなたが利用できる公共交通とは～ 	52人 うち、オンライン13人
7	令和5年5月27日(土) 開催予定	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から自分たちの命を守るために～日常から備えておくこと～ ・利用しやすい公共交通について考えよう ・気づいていない長野市の魅力 ・長野上田間の水道事業の広域化 	

12 長野市議会議員の政治倫理に関する条例の概要（平成21年6月30日施行）

1 条例の目的

議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

2 議員及び市民の責務

- (1) 議員の責務
- ① 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならない。
 - ② 議員は、①の責務を果たすことのできる広くかつ高い識見を養うとともに、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。
 - ③ 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯(し)かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。
- (2) 市民の責務
- 市民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

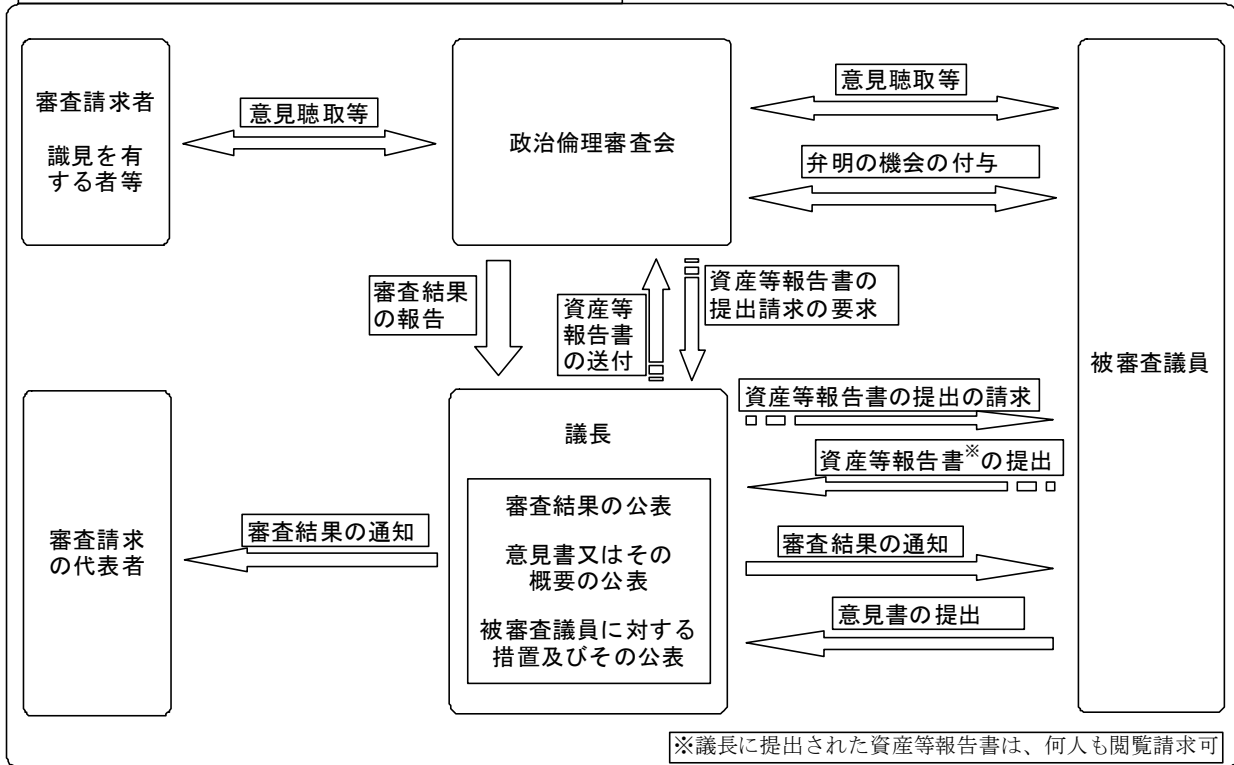
3 行為規範

- 議員は、次の行為規範を遵守しなければならない。
- ① 議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。
 - ② 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
 - ③ 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
 - ④ 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

4 審査の請求・政治倫理審査会の設置

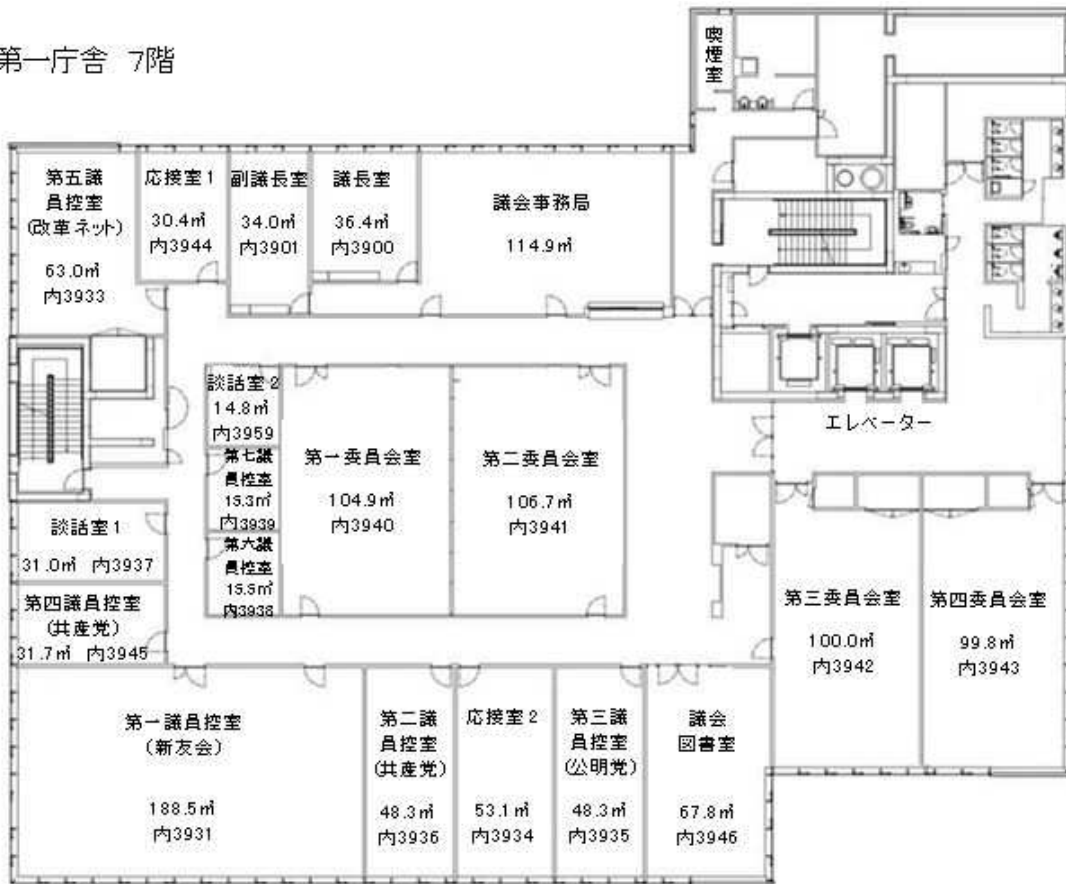
- (1) 議員又は有権者は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、次により議長に対し審査を請求することができる。
- ① 議員：議員定数の12分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署
 - ② 有権者：有権者総数の100分の1以上の連署
- (2) 議長は、審査の請求があったときは、議会に長野市議会議員政治倫理審査会を設置する。
- ① 委員11人以内で組織
 - ② 委員は、議員のうちから議長が指名

5 政治倫理審査会の審査・議長の措置等

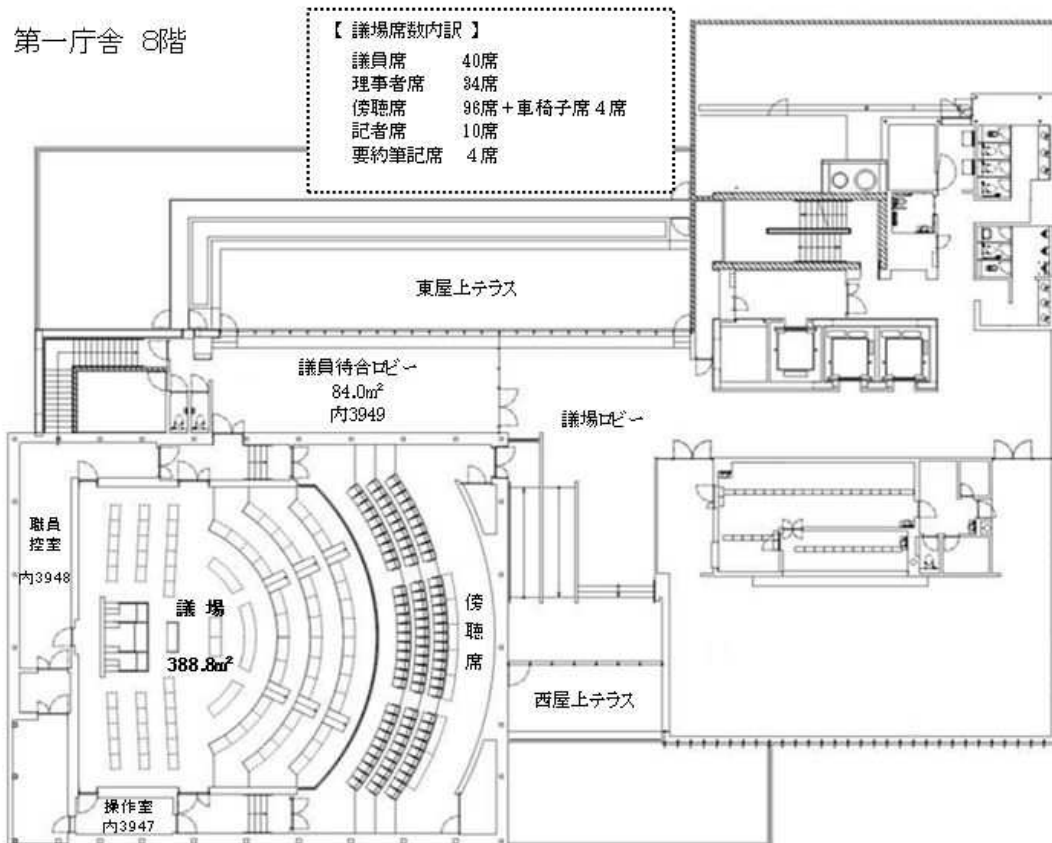


議会関係各部屋見取図

第一庁舎 7階



第一庁舎 8階



令和5年4月発行

発行・編集 長野市議会事務局

〒380-8512

長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL : 026-224-5057

FAX : 026-224-5105

E-mail : gikai@city.nagano.lg.jp

URL : <http://www.city.nagano.nagano.jp>